

風水害対策編

第1章 総 則

第1節 過去に発生した風水害の特性

本町における主要な風水害は、大半が台風によるものであるが、近年は集中豪雨による中小河川の氾濫による水害が増加している。おもな要因別の特性は、次のものが考えられる。

1 地形による災害の局地性

梅雨末期及び台風等による豪雨の際、複雑な地形は大災害を局地的に発生させる。また夏は、地形による空気の上昇がしばしば起こるため、気層が局部的に不安定となり、地域的に激しいひょうや大雨等を発生させる素因となっている。

2 大粒の土砂

水流による流出土砂が多量の上、土砂粒が大きいので、河状の変化が著しい。

3 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり、水害の直接要因となる。

特に近年、梅雨末期は集中豪雨となりやすく警戒を要する。

4 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。本町に影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の4つのコースに分けられる。

(1) 長野県を通過するコース

県内を通過する最悪のコースで、全県的に大雨と強風の被害が発生する。特に千曲川水系では嚴重な警戒が必要となる。

(2) 西側北上コース

長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曾川、天竜川水系では嚴重な警戒が必要となる。

(3) 東側北上コース

県の東側を北上するコースで、台風の吹き返しによる強風の被害が大きくなる。特に台風に近い佐久地方の山沿いでは雨、風が強まる。また、東部や北部では大雨に対する嚴重な警戒が必要となる。

(4) 南側東進コース

太平洋側を東に進むコースで、典型的な雨台風となる。伊那谷や木曾谷、佐久地方などを中心に一様な大雨となる。

5 過去に発生した風水害

江戸時代の寛保2年（1742年）8月30日、千曲川一帯、特に佐久地方を襲来した「戌の満水」では、流域全体で2,800人以上の死者を出し、田畑の流出も広範囲に渡る未曾有の大災害だった。坂城町誌によると、本町では「六ヶ郷用水の大口水門、川除石土手や出し枠が押し流され、田畑2,557石のところ2,045石に石砂入り、居家屋敷、食糧、農具、家財を流失した者多く、上五明村では全村浸水、流死58人」と記録されている。

また、昭和34年（1959年）9月の伊勢湾台風では、死者3人、重傷者1人のほか家屋の倒壊、農作物等被害総額は1億3千万円で、災害救助法の適用を受けている。

さらに、昭和56年（1981年）から3年連続で来襲した台風による鼠橋・筭橋の流失などの被害が発生している。

令和元年（2019年）10月12日から13日に日本列島を通過した台風19号は、関東、甲信、東北地方などで記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害など大きな災害が生じ、長野県内でも千曲川が氾濫して甚大な被害をもたらした。

当町災害対策本部では、自主避難所の設置から避難勧告の発令、避難所設置とその運営、増水河川の現場確認や指示などを行うとともに、速やかに避難情報を同報系防災行政無線とすぐメールなどにより伝達した。

当町における被害状況は、負傷者2名、建物被害は住宅、事業所や物置など合計92件、農業関係では、主にりんごを中心に風害による果実の落果やブドウ棚の倒壊、ビニールハウス等の損傷に加え、千曲川の増水による河川敷内の農業施設や機械の流失など、被害額は約7,700万円に及んだ。また、公共施設関係では、小中学校の壁、屋根の損傷のほか、特に甚大なものは昭和橋橋脚の一部洗堀、上五明運動公園と坂城大橋上流の消防ポンプ操法訓練場の流失、鼠橋運動公園とさかき千曲川バラ公園駐車場の土砂の流失や倒木などの被害が生じた。

第2節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努める。

- 1 都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地域への居住地の拡大等が見られる。これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開等の安全確保策等を講ずるよう努める。
- 2 要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。
- 3 ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- 4 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い町づくりを行う。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

主な取組

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い地域基盤を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

第1 風水害に強い地域基盤づくり

- 1 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- 2 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- 3 住宅、学校等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- 4 風水害に強い地域基盤の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
- 5 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2 風水害に強いまちづくり

核家族化等による居住地域の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

1 風水害に強いまちの形成

- (1) 町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内にある要配慮者利用施

- 設で、土砂災害や洪水等のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害や洪水等に関する情報等の伝達について定める。
- (2) 予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。
- (3) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (4) 防災拠点等の災害時において、防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- (5) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- (6) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
- ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用を推進する。
- イ 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクを提供する。
- ウ 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等を推進する。
- エ 地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを実施することによる流域の保水・遊水機能を確保する。
- オ 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町地域防災計画に定める。
- カ 町は、町地域防災計画において、名称及び所在地を定めたこれらの施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- キ 浸水想定区域を含む場合は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項

その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

ク 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備を促進する。

ケ 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。

コ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進する。

サ 経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策を推進する。

シ 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備を推進する。

ス 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

セ 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

ソ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等を推進する。

2 風水害に対する建築物等の安全性

(1) 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。

(2) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(3) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(4) 強風による落下物の防止対策を図る。

(5) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

3 ライフライン施設等の機能の確保

(1) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場

合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

- (2) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (3) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

4 災害応急対策等への備え

- (1) 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、地域住民は防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (4) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- (5) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (6) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (7) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

第2節 災害発生直前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

主な取組

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

第2 避難誘導體制の整備

- 1 町は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。
- 2 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 3 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- 4 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難の受入活動計画」参照。
- 5 町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 6 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

国及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

7 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

第3 災害未然防止活動

1 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

(1) 所管施設の緊急点検体制の整備

(2) 応急復旧のための体制の整備

(3) 防災用資機材の備蓄

(4) 水防活動体制の整備（水防管理者）

(5) ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）

(6) 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

3 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知に役立てるものとする。

主な取組

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 町・県は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。町、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

- 1 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- 2 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- 3 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究する。
- 4 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- 5 河川水位情報、雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける洪水・土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- 6 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第2 情報の分析整理

町及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に活かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第3 通信手段の確保

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケー

スがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

- 1 防災行政無線の定期的な保守点検を実施し、設備・機器の正常な維持を図る。
- 2 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。
- 3 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。
- 4 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- 5 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

第4節 活動体制計画

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

主な取組

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第1 職員の参集・活動体制

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

- 1 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。
- 2 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

- 3 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- 4 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。
- 5 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第2 組織の整備

- 1 広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、町、県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

- 2 町は、災害対策基本法第16条に基づき、坂城町防災会議を設置し、本町の災害特性及び地域

特性に対応した坂城町地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

第3 防災中枢機能等の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

- 1 町は、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。

- 2 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

第4 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

第5 業務継続性の確保

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- 1 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- 2 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。
- 3 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員のパシビリティ、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第5節 広域相互応援計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

主な取組

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 4 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 5 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 6 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。

第1 防災関係機関相互の連携体制整備

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

- 1 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。
- 3 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第2 県内全市町村間の相互応援協定

本町では長野県内の全市町村で締結された長野県市町村災害時相互応援協定（平成8年4月1日協定締結）の中の長野ブロック内に位置づけられている。（長野ブロック代表＝長野市 電話026—226—4911）

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立する必要がある。

- 1 県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- 2 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- 3 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

第3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

県内を東・北・中・南信の4ブロックに分け、本町は、北信地域に所属している。北信以外の応援を求めるときは、北信地域代表消防機関を通じて要請する。

また、大規模災害時に県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

- 1 消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- 2 町は、消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。
- 3 町は、県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

第4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

- 1 公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。
- 2 同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

第5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

第6 広域防災拠点の確保

- 1 町は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

- 2 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

主な取組

- 1 救助工作車及び救急自動車の計画的な更新を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害時における被害状況把握、患者の受入体制、被災状況等、消防機関・医療機関・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第1 救助・救急用資機材の整備

- 1 消防本部は、救助工作車について、消防力の整備指針による台数の維持、計画的な更新を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の維持、計画的な更新を図るとともに、救急救命士の計画的配置にも努める。
- 2 消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- 3 町は、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

第2 医療用資機材等の備蓄

町は、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定する。

また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。

第3 災害医療支援体制の整備

千曲医師会等の協力を得て、別途災害時の活動計画を策定し、災害時の医療体制に万全を期す。

第4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把

握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

1 風水害等災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、町消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- (1) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- (2) 最先到着隊による措置
- (3) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- (4) 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- (5) 各活動隊の編成と任務
- (6) 消防団の活動要領
- (7) 通信体制
- (8) 関係機関との連絡
- (9) 報告及び広報
- (10) 訓練計画
- (11) その他必要と認められる事項

2 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

3 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

4 関係機関の協力を得て、町消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第7節 消防・水防活動計画

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

主な取組

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第1 消防計画

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した町消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

- 1 町は、「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による学生層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、住宅用火災警報器及び感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- (ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(6) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(7) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

- 2 住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

第2 水防計画

坂城町の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- 1 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- 2 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - (1) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - (2) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- 3 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- 4 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- 5 河川ごとの水防工法の検討
- 6 居住者への立退きの指示体制の整備
- 7 洪水時等における水防活動体制の整備
- 8 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- 9 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- 10 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- 11 10に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- 12 浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名

称及び所在地を定める。

13 12に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

14 水防機関の整備

15 水防計画の策定

16 水防協議会の設置

17 水防訓練の実施（年1回以上）

- ・水防技能の習熟
- ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

18 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

19 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

(1) 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

(2) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

20 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

(1) 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(2) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

第8節 要配慮者支援計画

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。

主な取組

- 1 在宅の要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備促進を図るとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 4 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第1 在宅者対策

在宅の要配慮者については、その所在や生活環境等、個々の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

1 町及び県の実施計画

(1) 指定避難所の整備

町は、災害時において避難所となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープやバリアフリースイールの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

町及び県は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた

防災教育や防災訓練の充実強化を図り、広報等により要配慮者やその家族及び地域住民に対する啓発活動を行う。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

町及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉士、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(4) 緊急通報装置等の整備

町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(5) 避難所における要配慮者支援体制の整備

町及び県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

(6) 避難行動要支援者に関する対策（2に後述）

(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

町は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉サービス等提供事務所、地域住民などの協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

(8) 支援協力体制の整備

町は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、要配慮者の災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

2 避難行動要支援者に関する対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・活用

ア 避難行動要支援者名簿の整備

町は、要配慮者のうち自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づけ、避難行動要支援者名簿を整備する。

名簿作成に当たっては、関係部署で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、必要があると認められるときは県知事その他の者に対して情報提供を求める等、必要な情報の取得に努めなければならない。また、避難行動要支援者に関する情報は継続的に把握するよう努め、定期的に名簿を更新する。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平常時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制の整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。また、名簿作成に当たっては、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への名簿情報の提供に関する説明をし、平常時からの情報提供については避難行動要支援者本人の同意を必要とする。

イ 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

- (ア) 独り暮らし高齢者台帳登録者
- (イ) 介護保険要介護認定3～5の認定を受けている者
- (ウ) 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者
- (エ) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者
- (カ) 重症難病患者
- (キ) その他、町が必要と認めた者

ウ 避難支援等関係者となる者

町は、消防、警察、行政協力員、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる者を避難支援等関係者とし、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

エ 避難行動要支援者名簿の提供及び管理

町は、災害時において円滑かつ迅速な避難支援に資するため、以下の事項に留意して避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿の提供を行うよう努める。

- (ア) 平常時からの避難行動要支援者名簿の提供は、避難行動要支援者本人の同意がある場合に限りできる。
- (イ) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供し、個人情報が無用に共有、利用されないようにする。
- (ウ) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の提供を受けるに当たり、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に理解し、次の事項に留意して避難行動要支援者名簿を取り扱わなければならない。
 - a 避難行動要支援者名簿は厳重に保管する。
 - b 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しない。
 - c 避難支援等関係者が団体の場合は、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定する。
 - d 更新により不要となった名簿については、破棄をせず町へ返納する。

(2) 避難行動要支援者の態様に配慮した個別避難計画の作成・活用

ア 個別避難計画の整備

町は、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、令和7年度の完了を目標として個別避難計画の作成推進に努めるものとし、地域の支え合いによる支援が十分発揮できるよう、避難行動要支援者名簿で提供を受けた情報等に基づき、行政協力員、民生委員、自主防災組織等を中心とする避難支援等関係者及び町が協力連携して進める。

個別避難計画の作成に当たっては、計画の作成に必要な限度で、関係部署で把握している避難行動要支援者の情報を集約するとともに、必要があると認められるときは県知事その他の者に対して情報の提供を求める等、必要な情報の取得に努め、定期的に更新する。

イ 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

町は、次に掲げる事項を勘案し、優先度の高い者から個別避難計画の作成を進めるよう努める。

(ア) 浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等、地域のハザードの状況

(イ) 人工呼吸器等生命に関わる医療機器の使用など、本人の心身の状況

(ウ) 同居家族の有無などの生活の状況

ウ 避難支援等関係者となる者

「名簿」を「個別避難計画」に読み替え、前頁(1)のウを準用する。

エ 個別避難計画の提供及び管理

「避難行動要支援者名簿」を「個別避難計画」に読み替え、前頁(1)のエを準用する。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、災害発生時において実施する避難支援は、避難支援等関係者本人又は家族等の安全が前提であることから、特に地域における避難支援は次のことを留意して実施すること。

ア 避難支援等関係者の行う支援は、避難行動要支援者の状況に応じて避難情報等の伝達、避難時の支援、避難生活支援等を行うこととし、支援を行う前に自ら又は家族等の生命及び身体の安全を確保すること。

イ 避難支援等関係者は、日頃から避難行動要支援者と連絡を取り合い、避難行動要支援者への避難情報等の確実な伝達方法や住居の間取りなどを確認しておくこと。

ウ 二次災害等を回避するため町等から避難支援を行わないよう指示があった場合は、避難支援等関係者は速やかに支援を中止し、自らの安全を確保すること。

エ 町等からの指示がない場合であっても、避難支援等関係者が自ら危険があると判断する場合においては、支援を中止し、速やかに町や消防、警察等の関係機関に連絡すること。

オ 町は、避難行動要支援者への平時からの情報提供の同意を得る段階で、避難支援等関係者の支援は支援者本人や家族の安全が前提のうえに行われることを周知する。

(4) 多様な手段の活用による情報伝達

災害発生時、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、屋外告知放送や広報車による情報伝達に加え、携帯端末を活用した「さかきまちすぐメー

ル」、緊急速報メールやUCV、FM臨時災害放送局等を活用するなど、複数の手段を組み合わせることにより情報伝達を行えるよう適切な準備を行う。

第2 要配慮者利用施設対策

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する必要がある。

1 町及び県の実施計画

要配慮者利用施設等に対し、以下の(1)～(9)に関する必要な指導を行い、各要配慮者利用施設等は、施設利用者の態様に応じた災害予防対策を講ずる。

(1) 非常災害時の整備

町及び県は、社会福祉施設等に対し、介護保険法等関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(2) 防災設備等の整備

町及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(3) 組織体制の整備

町及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

町及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

町及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよ

う指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治区等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

(6) 町及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(7) 町及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

(8) 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(9) ホテル・旅館等の確保

町は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

2 要配慮者利用施設等の実施計画

(1) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、町及び県の指導の下に、介護保険法等関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等においては、町及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行う。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等においては、町及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等においては、町及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等においては、町及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設等におい

て災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治区等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力する。

(6) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、千曲医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。

(7) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。

(8) 医療機関においては、町、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

第4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍住民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

1 町及び県の実施計画

(1) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

町及び県は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

町及び県は、外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

町及び県は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図る。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

町及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(5) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

2 町の実施計画

(1) 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

(2) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

3 関係機関の実施計画

(1) 多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図る。

(2) 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図る。

第5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している現状から、要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要し、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

1 町及び県の実施計画

町及び県は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

2 町の実施計画

(1) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

3 要配慮者利用施設の管理者の実施計画

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく町長へ報告する。

第9節 緊急輸送計画

大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

主な取組

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

第1 緊急交通路確保計画

町は、警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

第2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

- 1 町は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する（資料編資料30参照）。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

- 2 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。
- 3 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

第3 輸送体制の整備計画

大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

- 1 町は、管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。

- 2 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- 3 町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結をしているが、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- 4 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、町は、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第4 緊急通行車両等の事前届出の確認

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両等の事前届出の確認を済ませておく。

第10節 障害物の処理計画

災害の発生により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

主な取組

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。
- 3 建設団体等の協力を得て、障害物の円滑な除去に努める。
- 4 除去した障害物の集積場所の確保に努める。

第1 体制の整備

長野森林組合等と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

第2 障害物の除去方法

1 実施方法

障害物の除去は、建設団体等の協力を得て、機械力により効率的に実施する。

2 集積場所

- (1) 原則として現有施設、町有地を活用する。
- (2) 一時的に町有地を利用する場合は、避難場所、臨時ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。

第11節 避難の受入活動計画

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

主な取組

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 町及び県は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難のための計画策定を行う。

第1 避難計画の策定等

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

1 町及び県の実施計画

- (1) 町及び県は、避難指示等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) 町は、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。
- (3) 町及び県は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。
- (4) 県は、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設

設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

- (5) 町及び県は、地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。

2 町の実施計画

- (1) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

- (2) 避難計画の作成

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法（避難指示、高齢者等避難については第3章第12節「避難受入及び情報提供活動」を参照）

ウ 指定緊急避難場所の対象となる災害等の種類

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給食措置

(イ) 給水措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用品の支給

(オ) 負傷者に対する救急救護

キ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難受入中の秩序保持

(イ) 避難住民に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (ア) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。

(3) 避難行動要支援者対策

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、また、個別避難計画の作成に努め、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

(4) 帰宅困難者等対策

町は、帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

3 関係機関の実施計画

- (1) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び町の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。
- (2) 関係機関は、町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- (3) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等による連携の強化と避難体制の確立を図る。
- (4) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から避難指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

4 住民の実施計画

(1) 各家庭においては、家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

ア 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか。

(ア) 指定緊急避難場所への立退き避難

(イ) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

(ウ) 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

イ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(同報系防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット等)。

ウ 家の中でどこが一番安全か。

エ 救急医薬品や火気などの点検。

オ 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。

カ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。

キ 避難する時、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか。

ク 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

ケ 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

(2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

(3) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

5 企業等において実施する計画

(1) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

第2 避難場所の確保

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

1 町の実施計画

(1) 町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、町地域防災計画に掲載する。

(2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火災、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命

及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (3) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。
- (5) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 関係機関の実施計画

- (1) 関係機関は、管理施設について、町の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との緊密な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

第3 避難所の確保

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

1 町の実施計画

- (1) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (2) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 町は、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定し、受入を想定していない避難者が避難してくること

がないよう、必要に応じてあらかじめ受入対象者を特定して公示する。

また、受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画を作成し、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(4) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

(5) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

また、避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。

(6) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、太陽光発電設備、蓄電池設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、平常時より点検の実施や使用方法などを確認しておく。

(7) 防災行政無線、テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器及びインターネット通信環境等の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

(8) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、ダンボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等感染症にも配慮した避難生活に必要な物資の備蓄に努めるとともに、物資の調達に際しては、要配慮者や女性、子どもに配慮する。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。なお、備蓄した物資については迅速かつ確実に使用できるよう、平常時より点検の実施や使用方法などを確認しておく。

(9) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

(10) 医療機関、社会福祉施設等との緊密な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

(11) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

(12) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBス

タンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

- (13) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- (14) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (15) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。
- (16) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- (17) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (18) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

2 関係機関の実施計画

- (1) 関係機関は、管理施設について、町の指定避難所の指定に協力する。
- (2) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との緊密な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

第4 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため町及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

- 1 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- 2 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- 3 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- 4 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- 5 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

第5 学校における避難計画

災害が発生した場合、幼稚園、保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

1 町の実施計画

町立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立の学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(1) 防災計画

ア 学校長は、風水害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては町、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、町教育委員会（以下「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ウ) 町教委、町、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 風水害時における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- ア 日常点検は、職員室、事務室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

- (ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教員の対処、行動を明確にする。
- (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
- (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

2 町（教育委員会）の実施計画

1の県が実施する計画の例に準じて、町防災計画等を踏まえ、適切な対策を行う。

第6 在宅避難者等の支援

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

- 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）
- 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

1 町の実施計画

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での

炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

第12節 孤立防止対策

本町山間地における地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

主な取組

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に留意した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る施設の確保に努める。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、住民は各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、町は孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第1 通信手段の確保

- 1 移動系及び同報系防災行政無線の活用により、多ルートでの情報通信を行う。
- 2 アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- 3 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。
- 4 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

第2 災害に強い道路網の整備

- 1 町の実施計画
町道の災害予防対策を推進する。
- 2 住民の実施計画
道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

第3 孤立予想地域の実態把握

- 1 町の実施計画
 - (1) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。
 - (2) 平常時の行政活動を通じ、要配慮者の実態を把握しておく。
- 2 住民の実施計画

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める。

第4 自主防災組織の育成

1 町の実施計画

- (1) 全地区における組織結成を推進する。
- (2) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。
- (3) 活動用資機材の整備充実を行う。

2 住民の実施計画

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

第5 避難所の確保

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

第6 備蓄

1 町及び県の実施計画

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮する。

2 住民等の実施計画

孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

(地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき)町は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的
地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

主な取組

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点
を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- 4 平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定
を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

- 1 町の実施計画
 - (1) 平成25・26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、
市町村ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、町地域防災計画等で定める。
 - (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。
 - (3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
 - (4) 県と町の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
 - (5) 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。
 - (6) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努める。
- 2 住民の実施計画

「自らの命は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

3 企業等の実施計画

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

第2 食料品等の供給計画

- 1 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。
- 2 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

第14節 給水計画

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。このほか、町は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

主な取組

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

1 町の実施計画

- (1) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- (2) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (3) 県が実施する事項に対する協力を行う。
- (4) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (5) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

2 住民の実施計画

- (1) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- (2) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (4) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

第2 飲料水等の供給計画

- 1 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- 2 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- 3 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- 4 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具（タオルケット・毛布等）
- 衣類（下着・靴下・作業着等）
- 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）
- 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）
- 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(必要量)

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

主な取組

地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

1 町の実施計画

- (1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。
- (2) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

2 住民の実施計画

災害に備えて、本節前文に掲げた生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、感染症対策用品（マスク、消毒液等）、モバイルバッテリー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

第2 生活必需品の供給体制の整備

- 1 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- 2 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

災害により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

主な取組

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設・高圧ガス施設・液化石油ガス施設・毒物・劇物保管貯蔵施設・放射性物質使用施設・石綿使用建築物等・大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第1 危険物施設災害予防計画

消防法に定める危険物施設においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

1 危険物施設の状況

本町にある危険物施設は、次のとおりである。

（令和4年4月1日現在）

製 造 所	貯 蔵 所							小 計
	屋 内 貯 蔵 所	屋外タン ク貯蔵所	屋内タン ク貯蔵所	地下タン ク貯蔵所	簡易タン ク貯蔵所	移動タン ク貯蔵所	屋 外 貯 蔵 所	
0	15	24	2	41	0	37	2	121

給 取 扱 所	取 扱 所						小 計	合 計
	油 販 売 取 扱 所		移 送 取 扱 所		一 般 取 扱 所			
	第1種	第2種	取	送	取	扱		
7			1		21		29	149

2 規制及び指導の強化

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- (2) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

(3) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

イ 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

3 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

4 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

町は、多様化する危険物に対応する科学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

5 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

6 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

第2 その他の危険物施設等の災害予防計画

1 施設の状況

(1) 火薬類施設

(2) 高压ガス施設

(3) 液化石油ガス施設

(4) 毒物・劇物保管貯蔵施設

(5) 放射性物質使用施設

(6) 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設

2 予防対策

これらの施設に対する直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがある。

本町として、次の対策に努める。

(1) 施設の所在等、現況の把握に努める。

(2) 県及び関係機関と協力し、災害予防の対策を確立する。

(3) その他の事項は長野県地域防災計画に準ずる。

第17節 ライフライン施設災害予防計画

都市生活を維持する上で不可欠な電気、ガス、上・下水道、通信及び鉄道のライフライン施設は、災害による被害を受けやすい。これらの施設の安全性確保や被害を受けた場合の災害予防計画は、各事業者においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。

町としては、各事業者等に対し施設の防災性向上と災害発生後の早期復旧の方策検討を要請していくとともに、行政としても協力を行う。

主な取組

- 1 防災に関する調査研究資料の提供による早期復旧策検討への協力を行う。
- 2 事前の連携を密にして、災害時の連絡方法等について取り決める。
- 3 防災上重要な施設の優先復旧について取り決める。

第1 行政面での協力

- 1 本町の行う防災に関する調査研究の成果を関係機関に提供し、災害発生時の早期復旧に協力する。
- 2 ライフラインの応急敷設に便利な並木や緑地を計画的に設ける。
- 3 災害時の情報伝達システムを構築する。

第2 事前の連携強化

次の事項について、事前協議を行い、円滑な応急活動の実施に努める。

- 1 各関係機関との緊急連絡先、方法の決定
- 2 防災上重要な施設の優先復旧

第3 関係機関との連携

1 電気施設

町は、地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

また、町及び県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

2 都市ガス施設

町は、地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図る。

3 上水道施設

町は、地域防災計画等の定めるところにより、水道管理事務所との連携を図る。

4 下水道施設

(1) 雨水排除整備の促進

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置づけるとともに、雨水渠等による整備を行う。

(2) 雨水流出抑制型下水道の整備

雨水型貯留施設や雨水浸透型の排水設備導入について、住民への啓発活動等を行う。

(3) 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

ア 町は、災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 町は、業務継続計画や対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 町は、復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

(4) 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

(5) 下水道施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する。

(6) 管渠及び処理場施設の系統の多重化

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

5 通信施設

(1) 防災行政無線通信施設災害予防

整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系及び防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図る。

(2) 電信電話施設災害予防

町は、地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話㈱等の電気通信事業者との連携を図る。

6 鉄道施設

(1) 町は、地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

(2) しなの鉄道㈱

ア 関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にして、緊急時の協力体制を整備する。

第18節 災害広報計画

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

主な取組

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第1 被災者及び住民等への情報の提供体制

- 1 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- 2 コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- 3 Lアラート（災害情報共有システム）、同報系防災行政無線の放送機能及び町のホームページ、ソーシャルメディア等への情報連携機能を利用し、住民に対して各種の情報を提供する。
- 4 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- 5 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

第2 報道機関への情報提供及び協定

- 1 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- 2 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

第19節 土砂災害等の災害予防計画

本町は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、町等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

主な取組

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第1 地すべり対策

1 町の実施計画

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。
- (3) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

2 住民の実施計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

第2 山地災害危険地対策

町は、県の実施する計画に協力する。

第3 土石流対策

1 町の実施計画

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

(3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

2 住民の実施計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

第4 急傾斜地崩壊対策

1 町の実施計画

(1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。

(3) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(4) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」の整備に努める。

2 住民の実施計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

第5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

1 町は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておく。

第6 土砂災害警戒区域の対策

1 町の実施計画

(1) 町は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

(2) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

- イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (3) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。
 - ア 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (カ) 救助に関する事項
 - (キ) その他警戒避難に関する事項
 - イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

2 住民の実施計画

- (1) 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町及び警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。
- (2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、町に助言を求める。

第20節 防災都市計画

人口や産業の集中に伴う町の高密度化等により、町における災害の危険性は増大しており、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、(地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき)町防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住めるまちづくりを進める。

主な取組

- 1 市街地における火災を予防するため、防火地域・準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第1 建築物の不燃化の促進

- 1 防火地域・準防火地域の指定
都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。
- 2 建築基準法第22条区域の指定
防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。
- 3 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画の策定に努める。
- 4 防災まちづくり計画の策定に努める。

第2 防災空間の整備拡大

- 1 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。
- 2 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画の策定に努める。

第3 市街地開発事業による都市整備

- 1 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進する。
- 2 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画の策定に努める。

第21節 建築物災害予防計画

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

主な取組

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第1 建築物の風害対策

1 町及び県の実施計画

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (5) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

2 建築物の所有者等の実施計画

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。

第2 建築物の水害対策

1 町の実施計画

- (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を県と調整のうえ、必要に応じて策定し、移転事業の推進を図る。
- (3) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

2 建築物の所有者等の実施計画

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置をとる。

第3 文化財の風水害予防

1 町の実施計画

町教育委員会は、各種文化財（資料編資料17参照）の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

第22節 道路及び橋梁災害予防計画

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

主な取組

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

- 1 都市計画街路の整備
計画的な都市計画街路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。
- 2 既存道路の対策
 - (1) 道路改良、法面保護等を計画的に行う。
 - (2) 橋梁についても、永久橋への架け替え、橋梁取付部等の強化等を計画的に行う。
 - (3) 第9節「緊急輸送計画」に基づく緊急輸送道路又は孤立化防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対処する。

第2 農道及び林道の災害予防

- 1 定期的なパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。
- 2 計画的な道路改良等を行う。特に、林道については、その立地条件から法面の崩壊、地すべり対策を行う。

第3 関係団体との協力体制の整備

- 1 町は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備する。
- 2 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第4 危険防止のための事前規制

- 1 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図る。
また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。
- 2 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施する。

- 3 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第23節 河川施設等災害予防計画

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

主な取組

- 1 国・県と連携を図り、計画的な河川改修の実施を要望する。
- 2 関係機関の協力を得て、危険箇所の把握に努める。
- 3 都市河川の整備を計画的に進める。
- 4 適正な水門等管理を行い災害予防に努める。
- 5 浸水想定区域内の災害時要援護者施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第1 河川施設災害予防

- 1 国の直轄河川（千曲川）の河川改修
信濃川水系の千曲川は、国の直轄河川であり、河川改修事業が計画的に進められている。
- 2 県管理の一級河川の河川改修
本町にある県管理の一級河川は4河川である。これらの河川は千曲建設事務所において、緊急性の高い河川から計画的に河川改修が進められている。
- 3 準用河川・普通河川の河川改修
町管理の準用河川は10河川あり、この他に多数の普通河川がある。これらの河川は流域の開発状況等をみながら、水害の危険度、経済的重要性を考慮し、計画的に河川改修を実施していく。

第2 流域治水対策

市街地に流域をもつ中小河川では、建物や道路などの施設に地表を被覆されている面積が広くなるのとあいまって、水路の整備が進み、雨水の河川への流出量が一時的に急増する傾向にある。このため、排水条件の悪いところでは、しばしば内水氾濫を起こすことがある。

今後も、都市化の進展に伴い農地が減少し、その保水機能の低下から中小河川の氾濫が増加すると考えられるので、次により対策を講ずる。

- 1 水門等の管理体制整備
土地改良区等の管理団体と連携し、水門等の管理体制をするとともに、適正な管理による水害予防に努める。
- 2 一時貯水施設の整備
雨水の一時的な流出を抑制していくため、長期的視野に立った治水対策の検討を行う。
 - (1) 学校、公園、道路等の公共公益施設での一時的な雨水の貯留施設設置の検討
 - (2) 宅地開発等での一時的な雨水の貯留施設又は遊水機能をもつ施設の建設推進

第3 浸水想定区域内の災害予防

- 1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（防災行政無線、FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- 2 要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- 3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。
- 4 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第4 関係団体との協力体制の整備

国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

第24節 ため池災害予防計画

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については、補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

主な取組

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの更新及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。なお、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

第1 町の実施計画

1 ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告する。

2 ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。

3 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

4 ハザードマップを更新し、住民への周知を図る。

第2 関係機関の実施計画

1 管理団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに町に緊急連絡ができるようにする。

2 適時巡回点検を実施し、施設の状態について調査するとともに町に結果を報告する。

第3 管理団体等との協力体制の整備

地元の管理団体等と協力し、災害時の予防措置等を取り決めておく。

第25節 農林水産物災害予防計画

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にとどめるため、関係機関の協力を得て予防対策に努める。

主な取組

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実に図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び町森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第1 農水産物災害予防計画

- 1 町は、農業農村支援センター、ながの農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。
- 2 住民は、県、町、農業団体等から情報に基づき災害予防対策を実施する。

第2 林産物災害予防計画

- 1 町森林整備計画に基づき、県、長野森林組合等関係機関・団体等と連携し、健全な森林づくりを推進する。
- 2 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

第3 関係団体との協力体制の整備

国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

第26節 二次災害の予防計画

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もあり、これらに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

主な取組

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置をとる。
- 2 危険物施設に係る二次災害防止のための措置をとる。
- 3 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第1 構造物に係る二次災害予防対策

町は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災時に迅速な点検作業が行えるよう体制を整備する。

第2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

1 町の実施計画

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

2 関係機関（危険物取扱事業所）の実施計画

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (2) 防災応急対策用資機材等の整備
- (3) 自衛消防組織の強化促進
- (4) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

第3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

- 1 情報収集体制の整備
- 2 警戒避難体制の整備

第27節 防災知識普及計画

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

主な取組

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第1 住民等に対する防災知識の普及活動

- 1 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。
 - (1) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、感染症対策用品等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
 - (2) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - (3) 警報等や、避難指示等の意味や内容
 - (4) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - (5) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - (6) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - (7) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - (8) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - (9) 正確な情報入手の方法
 - (10) 要配慮者に対する配慮

- (11) 男女のニーズの違いに対する配慮
 - (12) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (13) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (14) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
 - (15) 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
 - (16) 避難生活に関する知識
 - (17) 家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (18) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - (19) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- 2 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。
- また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- (1) 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - ア 避難の確保を図るため必要な事項
 - イ 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - (2) 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - ア 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - イ 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - ウ その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - (3) 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- 3 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- 4 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。

- 5 上記4の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- 7 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- 8 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- 9 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

- 10 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 11 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- 12 地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画する。
- 13 住民等は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭における防災に関する話し合いを定期的に行き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。
 - (1) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
 - (2) 災害の状況に応じた避難行動の確認
 - ア 指定緊急避難場所への立退き避難
 - イ 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - ウ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
 - (3) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（同報系防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット等）
 - (4) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
 - (5) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

- (6) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
 - (7) 備蓄食料の試食及び更新
 - (8) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (9) 地域の防災マップの作成
 - (10) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- 14 企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

第2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

- 1 町において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

第3 学校における防災教育の推進

- 1 学校においては、大規模災害にも対処できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- 2 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - (1) 防災知識一般
 - (2) 避難の際の留意事項
 - (3) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - (4) 具体的な危険箇所
 - (5) 要配慮者に対する配慮
- 3 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

第4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

町は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- 1 自然災害に関する一般的な知識
- 2 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 3 職員等が果たすべき役割
- 4 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- 5 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

第5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

- 1 町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

- 2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

第28節 防災訓練計画

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

町、県、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

主な取組

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第1 本町の実施する防災訓練

1 防災訓練の方針

本町の防災訓練は、災害時における消防活動、水防活動、救急救助活動、通信連絡、避難誘導等の応急対策の効果的方策を検討し、防災関係機関合同により、具体的計画をもとに実践的な防災訓練を毎年防災週間に合わせ実施する。特に、町民、自主防災組織、事業所、各種学校等に参加を求め、災害時における初期消火、避難、応急手当など身をもって体験できるように努める。

防災訓練の方針は、次のとおりである。

- (1) 災害情報の収集伝達及び広報体制の確立
- (2) 災害初期の行動と処理の徹底
- (3) 家庭における非常用物資の備蓄啓蒙
- (4) 防災組織による実践活動の推進及び指導
- (5) 企業の自助自立の精神に基づく訓練の実施と防災体制の強化
- (6) 本町及び防災関係機関の連携活動の強化
- (7) 県及び他市町村との広域協力体制の強化
- (8) 国、指定地方行政機関、公共機関等の協力体制の強化

2 訓練項目

- (1) 予知対応型訓練
 - ア 事前広報訓練
 - イ 情報収集・伝達訓練
 - ウ 非常招集訓練
 - エ 災害対策本部設置訓練

- オ 警備訓練
- (2) 災害発生対応型訓練
 - ア 災害対策本部設置訓練
 - イ 情報受伝達訓練
 - ウ 避難誘導訓練
 - エ 火災出動訓練
 - オ 住民の自主防災組織活動訓練（初期消火、応急救護等）
 - カ 救援、救護訓練（給食、給水、避難所開設等）
 - キ 生活関連施設の応急復旧訓練（電力、通信、水道、仮設住宅等）
 - ク 救出救助活動訓練

3 防災訓練実施上の注意事項

- (1) 訓練実施場所は、平坦で障害物がないところを選定する。
- (2) 訓練参加者の服装及び履物については、訓練にふさわしいものを着用する。
- (3) 資機材を使用する訓練にあつては、十分な点検整備を行い、点検不備による事故発生防止をする。
- (4) 正しい技術等を習得するため、消防機関の指導を受ける。
- (5) 消火訓練等身体を動かす場合には、事前に十分な準備運動をする。
- (6) 効果的な訓練を実施するため訓練計画を作成する。
- (7) マンネリ化防止のため、新しい工夫をする。
- 4 住民は、町等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。
- 5 要配慮者対策として、要配慮者施設等と協力し防災訓練等を実施する。
- 6 隣接市町村と協力し、広域総合防災訓練を実施し相互応援協力体制の確立を図る。
- 7 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

第2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

1 実践的な訓練の実施

- (1) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも

努める。

(2) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

(3) 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

2 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 県の防災訓練との連携

県の実施する防災訓練に積極的に参加し、県の分担と町の分担を互いに調整し、連携して訓練を行う。

第4 自主防災組織の実施する防災訓練

自主防災組織の訓練計画により実施する。

第29節 災害復旧・復興への備え

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

主な取組

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第1 災害廃棄物の発生への対応

- 1 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

- 2 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画の策定に努める。
- 3 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- 4 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

第2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

町は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、町において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

第3 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

- 1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の

交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第30節 自主防災組織等の育成に関する計画

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

主な取組

- 1 平常時、災害時の自主防災組織の活動内容の周知と促進を図る。
- 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講ずる。
- 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第1 地域住民等の自主防災組織の育成

本町における自主防災組織の結成数は27団体で、組織率は100%である。

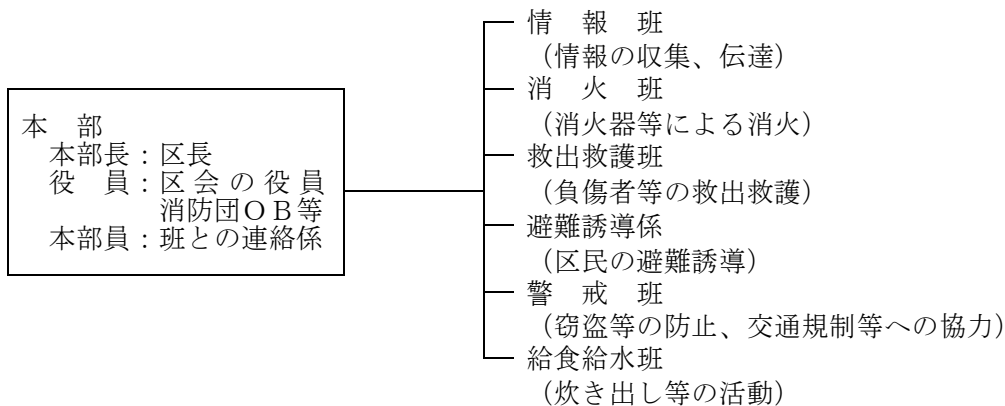
今後も、自治区を単位とした自主防災組織の育成に努める。

1 自主防災組織の編成

地域の実情に応じた組織の編成が望ましいが、おおむね次の事項について定める。

- (1) 組織の名称
- (2) 規約又は要綱
- (3) 事業の内容
- (4) 任務分担及び責任者

<編成例>



(本部役員は副本部長等で数名程度、消防団OB等は本部長の相談役として1名程度、本部員も数名程度とする。)

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、次のとおりであり、具体的な計画を策定する。

平 常 時	ア	災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
	イ	情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
	ウ	地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
	エ	災害時要援護者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
発 災 時	オ	防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検
	ア	情報の収集及び伝達
	イ	出火防止、初期消火
	ウ	避難誘導活動
	エ	救助等の実施及び協力
	オ	炊き出し等の給食給水活動

第2 活動環境の整備

町は、各種助成制度を有効に活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

第3 組織の活性化

- 1 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。
- 2 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。
- 3 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

第4 各防災組織相互の協調

- 1 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。
- 2 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。
- 3 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第31節 企業防災に関する計画

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

主な取組

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第1 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

第2 町の実施計画

町は、企業における防災知識の向上、防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図る。

第3 企業の実施計画

- 1 企業は、社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- 2 組織力を活かした地域活動への参加、防災住民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- 3 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

- 5 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第32節 ボランティア活動の環境整備

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な場所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

主な取組

- 1 ボランティアの事前登録を、町災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。
- 5 ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第1 ボランティアの事前登録

- 1 町及び県は、町社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- 2 町社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等は、災害時における被災者の多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

第2 ボランティア活動の現状

本町におけるボランティア活動の現状は、坂城町社会福祉協議会のボランティアセンターが中心となり、それぞれの団体・個人が独自の活動を行っている。

第3 活動拠点

ボランティアセンターは坂城町社会福祉協議会事務局内にある。災害時も同センターを活動拠点とし受入体制等の整備を図る。

坂城町社会福祉協議会

所在地 坂城町大字中之条2225

T E L 0268—82—2551

第4 ボランティア活動の環境整備

- 1 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るととも

に、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

2 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備を推進し、研修や訓練を通じてその強化を図る。

3 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、適切なボランティア活動が行われるよう努める。

4 町は、社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。

第5 ボランティア団体間の連携

町及び県は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

第6 ボランティアコーディネーターの養成

1 災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズに的確に対応するためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

町、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して長野県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第33節 防災対策に関する財政措置計画

本町は、基礎的地方公共団体として、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を実施する責務がある。地域防災計画に基づいた諸施策を実施するため、有効かつ適切な財政措置に努める。

主な取組

- 1 地域防災計画に基づく防災対策の実施を推進するため、有効かつ適切な財政措置に努める。
- 2 災害対策に活用できる基金の積立てについて検討を行う。

第1 財政措置

本町は、地域防災計画に基づく災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施を推進するため、有効適切な財政措置を実施するよう努める。財政措置としては、おおむね次のとおりとする。

1 災害予防

- (1) 災害による被害の軽減を図るための公共土木施設及び農業土木関係施設の補修又は改良並びに防火水槽等の防災施設の整備については、可能な限り必要な財政措置に努める。
- (2) 災害に備える資材及び機材の備蓄に関しては、平年ある程度の予算化を行い、実施してきたが、今後、さらにこれを推進するため、必要な財政措置に努める。
- (3) 防災訓練及び防災知識の普及等に要する経費については、年度計画に基づき財政措置を行う。
- (4) 災害に備える情報・通信施設及び機器の整備等については、予算化が行われてきたが、今後とも、その他防災関連施設・機器の整備を含め、一層の整備を図るための財政措置に努める。
- (5) 災害に強いまちづくりを図るために、都市防災構造化推進事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等関連事業との調整を図り、積極的推進のための必要な財政措置に努める。

2 災害応急対策

災害が発生し、応急対策に要する経費の支出が生じたときは、小規模被害については予算の専決及び予備費の充当等により暫定措置を行うものとし、大規模な被害については必要な財政措置を行う。

3 災害復旧

被災に伴う諸施設の復旧方法は、原形復旧にとどまらず、その後の災害に対処するため必要に応じ改良復旧を行うものとし、災害復旧に要する財政措置は、次により行う。

- (1) 諸施設の被害状況及び重要度等を考慮し、確固とした災害復旧計画を樹立し、その実施方法を決定する。
- (2) 国庫補助、県費補助、起債の対象事業については、速やかに申請する。
- (3) 補助金及び起債の対象事業は、その特定財源決定後に財政措置を行い、工事に着手するのであるが、緊急に災害復旧を必要とする場合は、特定財源の決定前に着手する場合もある

ので、関係機関と充分協議し、可能な範囲内で必要な財政措置を行い、歳入欠陥のないよう留意する。

(4) 町単独事業については、災害復旧方法等を十分審議し、効率的な災害復旧計画を樹立し、財政負担の軽減に努める。

(5) 災害復旧に要する予算措置は、災害応急対策と同様、必要な予算措置を行う。

第2 坂城町災害対策基金

災害対策基本法第101条の規定により、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならないとされていることから、財政事情を勘案し、剰余金の積極的な積立てに配慮するとともに、災害対策基金としての積立てについて検討する。

第34節 風水害対策に関する調査研究及び観測

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように全国各地で被害をもたらしている。町内においても例外ではなく、しばしば被害が発生している。

また、長野県には、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯が存在し、特に県中北部の第三紀層地帯においては、中・小規模の崩積土すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべりも発生している。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

主な取組

町、県、各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

町の実施計画

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするよう努める。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

第35節 観光地の災害予防計画

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

主な取組

- 1 町、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

第1 観光地での観光客の安全確保

- 1 町及び県が実施する対策

観光地での災害発生時の町、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- 2 町が実施する対策
 - (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
 - (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。
- 3 関係機関が実施する対策
 - (1) 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進する。
 - (2) 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努める。

第2 外国人旅行者の安全確保策

- 1 町及び県が実施する対策
 - (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
 - (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
- 2 町が実施する対策

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図る。
- 3 関係機関が実施する対策
 - (1) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
 - (2) 駅など多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制

の整備、非常用電源の確保を図る。

第36節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を町地域防災計画に定め、町と住民等による防災活動の効果的な連携を図る。

主な取組

住民等の提案により町地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

第1 計画の内容

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、町等が活動の中心となる町地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

1 町の実施計画

町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

2 住民及び事業所を有する事業者の実施計画

町内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを町地域防災計画に定めることを提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

第3章 災害応急対策計画

(注) 本章においては、各計画の実効性を図るため、実施担当部を明記した。

第1節 災害直前活動

実施担当部：総務部

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第1 警報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

町及び関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

1 警報等の種類及び発表基準

(1) 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

ア 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予測値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
-----	---

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。	

	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

イ 雨を要因とする特別警報の指標

以下(ア)又は(イ)いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度(イの場合は、大雨警報(浸水害)の危険度分布又は洪水警報の危険度分布)が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。

(ア) 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。

(イ) 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)。

(ウ) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表。

ウ 雨に関する坂城町の50年に一度の値(令和3年3月25日現在)

二次細分区域	R48	R03	SWI
坂城町	213	104	155

- 注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量（mm）、R03：3時間降水量（mm）、SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index）。
- 注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、坂城町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- 注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
- 注4) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
- 注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

エ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

オ 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

カ 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（令和2年10月29日現在）

地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）
長野	67	80

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注2) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

〈警報・注意報発表基準〉

（令和2年8月6日現在）
発表官署 長野地方気象台

坂城町	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	中部		
	市町村等をまとめた地域	長野地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	100

	洪水	流域雨量指数基準	日名沢川流域=6.2、谷川流域=5.4
		複合基準 ^{※1}	—
		指定河川洪水予報による基準	千曲川 [生田・杭瀬下]
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	3
		土壌雨量指数基準	89
	洪水	流域雨量指数基準	日名沢川流域=4.9、谷川流域=4.3
		複合基準 ^{※1}	—
		指定河川洪水予報による基準	千曲川 [生田・杭瀬下]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{※2}	
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm
------------	-------	-------

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は長野地方気象台の値

(参考)

流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。
--------	---

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。

情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。

(2) 水防法に基づく警報等

ア 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	情報名	発 表 基 準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。

千曲川洪水予報の基準水位

観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
生田	上田市生田下梨平 (大石橋下流約1km)	0.8m	1.9m	3.1m	4.0m

イ 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

ウ 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は「坂城町水防計画」参照のこと。)

(3) 消防法に基づく警報等

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるとされる通報、また、一般に警戒を促すため発表する警報をいい、長野地方気象台及び町長から発表される。

ア 火災気象通報

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

イ 火災警報

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項アの発表基準に準じる。

(4) その他の情報

ア 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位

	<p>周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p>

イ 早期注意情報(警報級の可能性)

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。

ウ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。

オ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分

析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

カ 竜巻注意情報

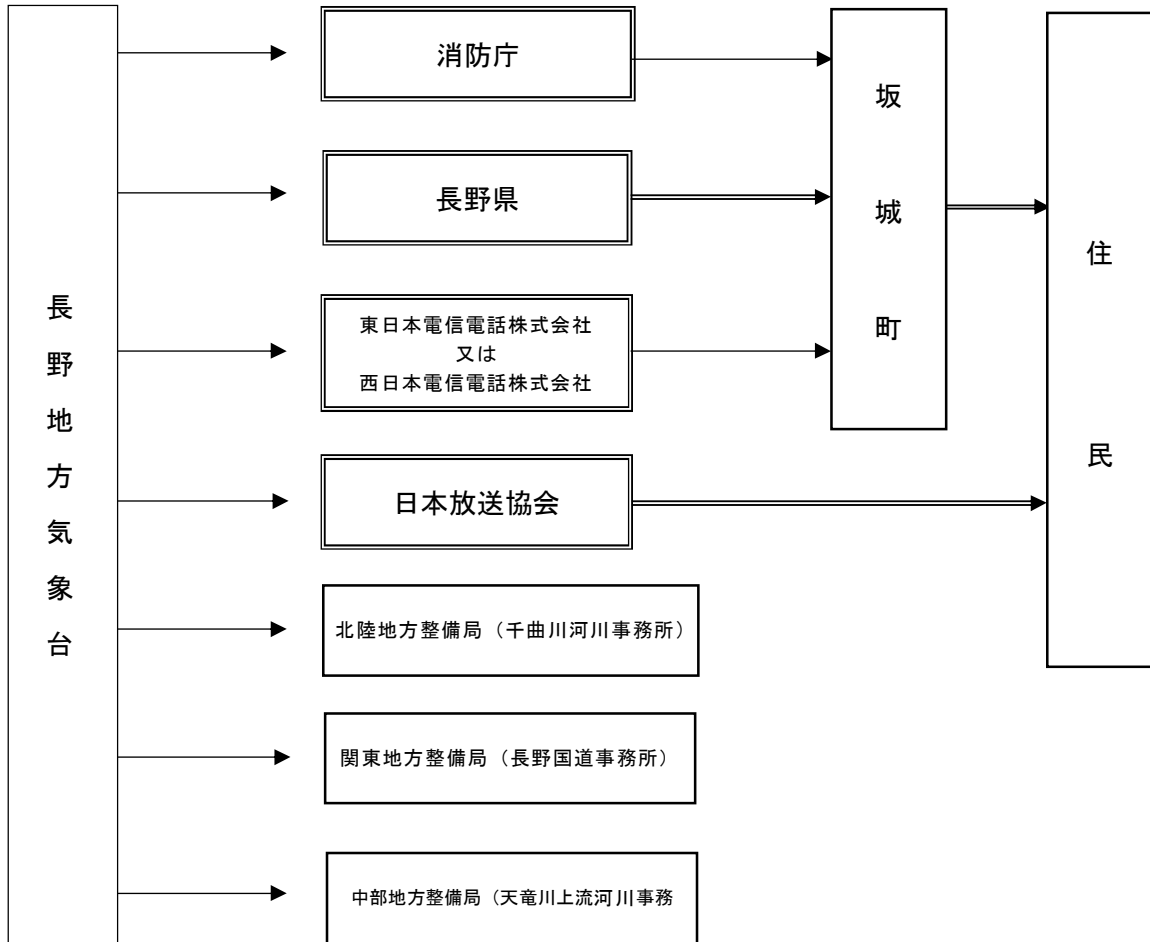
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

2 警報等の伝達系統

町における長野地方気象台から発表される気象警報等及び水防関係機関から発表される水防警報等の受理伝達は、次のとおりとする。

(1) 注意報・警報及び情報

ア 警報等伝達系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。

イ 通信途絶時の代替経路

機 関 名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電 話	8—231—5208～5210
	F A X	8—231—8739
NHK長野放送局	電 話	8—231—8840
	F A X	8—231—8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8—231—8—299—8—84—741—284
	F A X	8—231—8—299—8—84—741—359

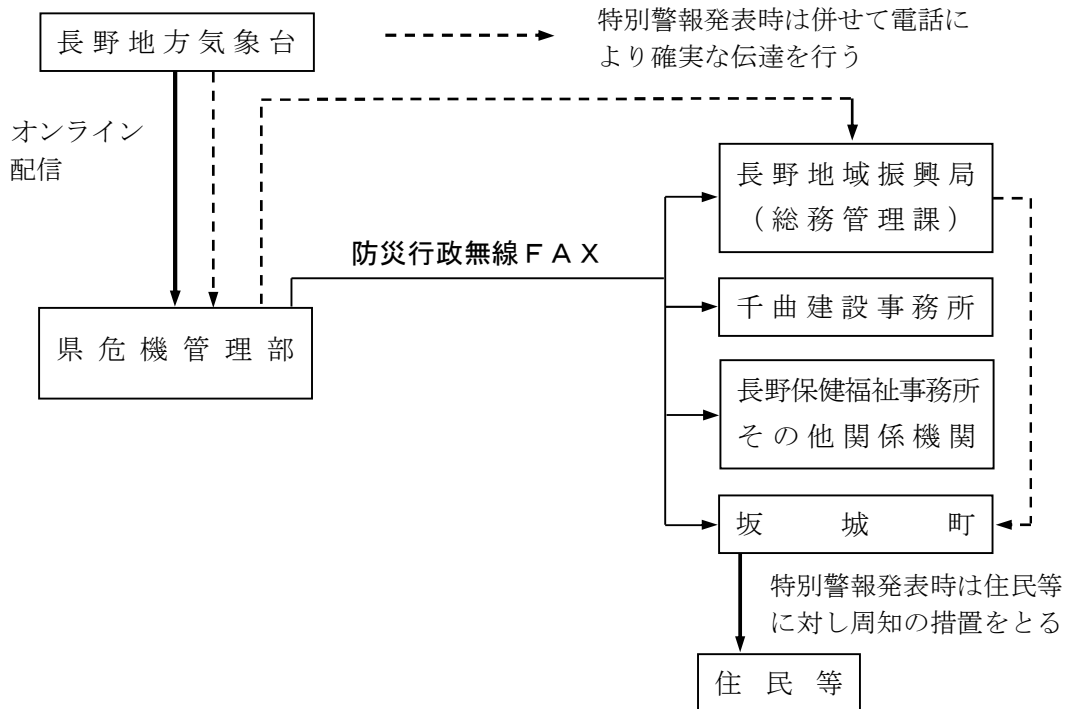
機 関 名	加入電話 F A X
東日本電信電話株式会社	電話番号：03—6713—3834 (平日 9:30—17:30) F A X 番号：03—6716—1041

ウ 警報・注意報の対象地域の区分

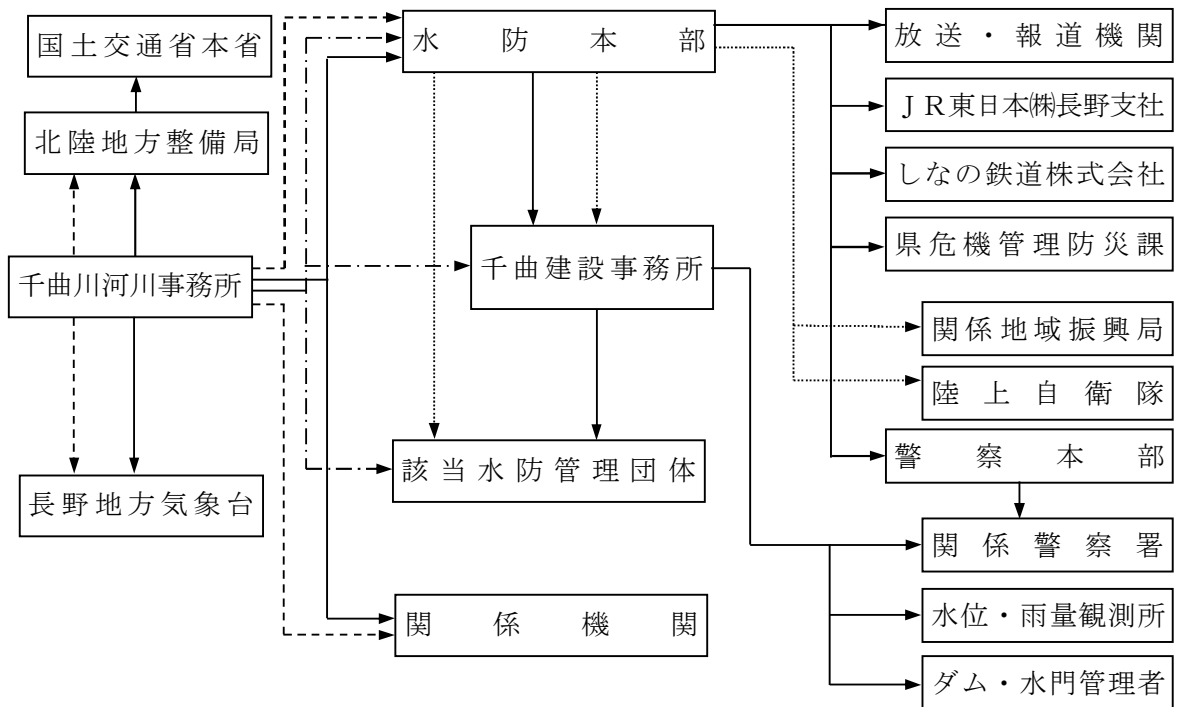
注・警報の対象区域

細分区域名		対 象 地 域
北 部	中野飯山地域	中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大北地域	大町市及び北安曇郡

(2) 気象警報、注意報、情報及び火災気象通報

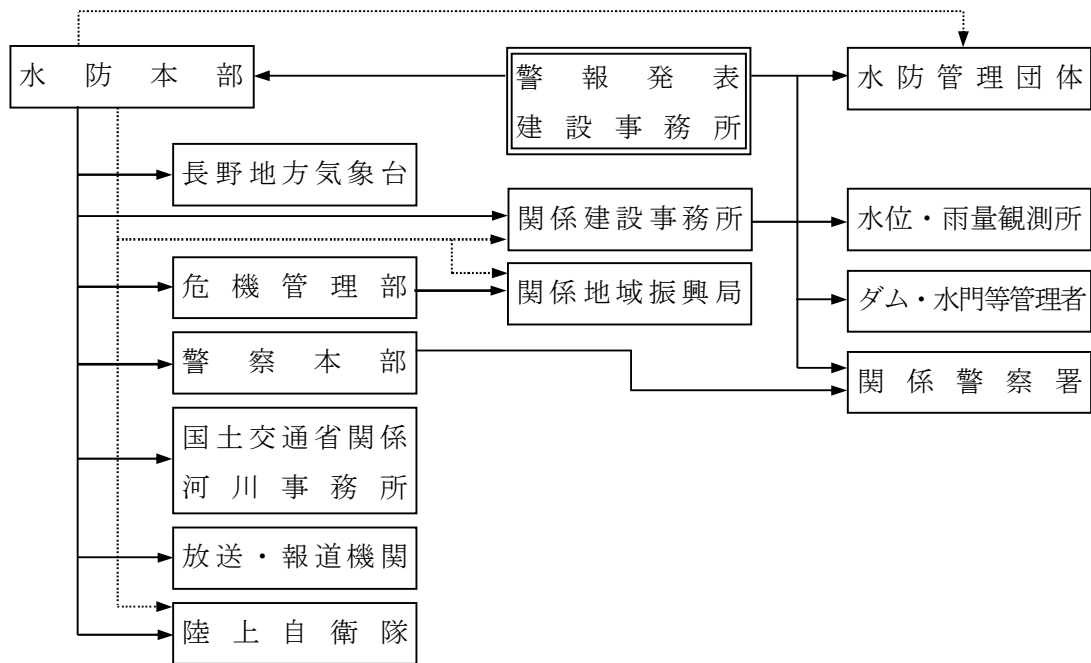


(3) 水防警報(国土交通大臣が行うもの)



- (注) —————は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
は、防災行政無線による伝達を示す。
 - - - - -は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系統等を示す。
 -----は、電子メールによる伝達を示す。

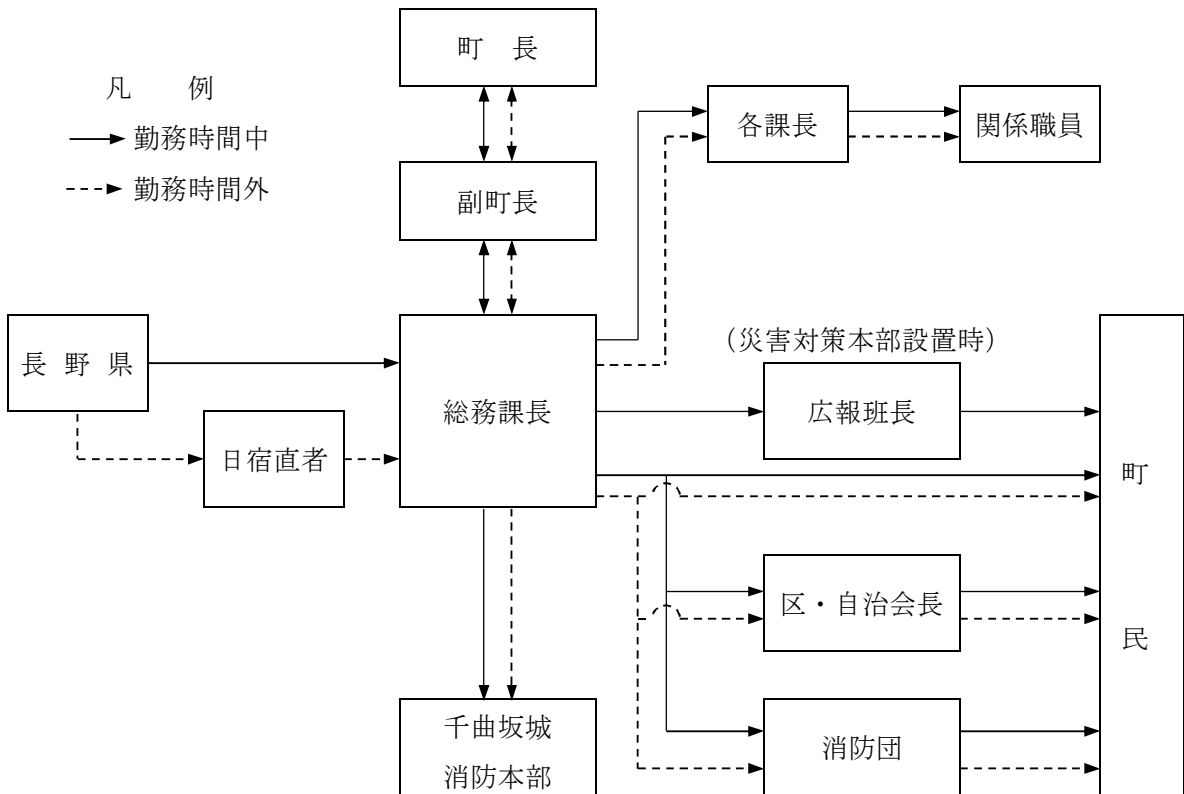
(4) 水防警報（県知事が行うもの）



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

..... は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

(5) 町における情報受理伝達



3 伝達責任者及び措置

(1) 勤務時間中の取扱い

ア 伝達責任者

注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、総務課長とする。

イ 措置

(ア) 総務課長は、受領した警報等を直ちに副町長を通じて、町長に連絡する。

(イ) 総務課長は、取るべき措置について、副町長を通じて、町長の指示を受け、電話等により各課等の長、関係職員に通知する。

(ウ) 各課等の長は、予想される事態に対して取るべき措置を、関係機関等に通知するとともに、災害広報計画により速やかに町民に周知させる。

(2) 勤務時間外の取扱い

ア 伝達責任者

勤務時間外及び休日における警報等の伝達責任者は、日宿直者とする。

イ 措置

(ア) 日宿直者は、受領した警報等を直ちに総務課長に通知する。

(イ) 総務課長は、取るべき措置について副町長を通じて、町長の指示を受け、電話等により各課等の長に通知する。

(ウ) 各課等の長は、関係職員に通知する。

(エ) 以下、(1)の勤務時間中の取扱いに準じて措置する。

4 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台、千曲川河川事務所共同	洪水予報指定河川
避難判断水位到達情報、氾濫危険水位到達情報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
水防警報	千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川
	千曲建設事務所	知事が指定した河川

火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	町長	町全域
土砂災害警戒情報	長野地方気象台、県建設部砂防課 共同	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部

第2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

1 町が実施する対策

住民の避難誘導に当たり、以下に留意する。

- (1) 町は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

特に、避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (2) 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
- (4) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。
- (5) 町は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避

難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

- (6) 住民に対する高齢者等避難、避難指示の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、町ホームページ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (7) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (8) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、町ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
- (9) 避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (10) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

2 住民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

3 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。
- (2) 災害が発生するおそれのある場合は、町、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

第3 災害の未然防止対策

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

1 水防管理者

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

2 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び千曲警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

3 道路管理者

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

4 異常現象発見時の町民の措置

- (1) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常現象を発見した者は、自己又は他人によりその発見場所、状況及び経過等について具体的に町（総務課あるいは関係課）又は警察官

に速やかに通報する。

(2) 通報を受けた町職員又は警察官は、その旨を直ちに町長に通報する。

(3) 通報を受けた町は、直ちに(5)の異常現象発見時の通報系統により関係機関に連絡するとともに、その現象を確認し事態の把握に努める。

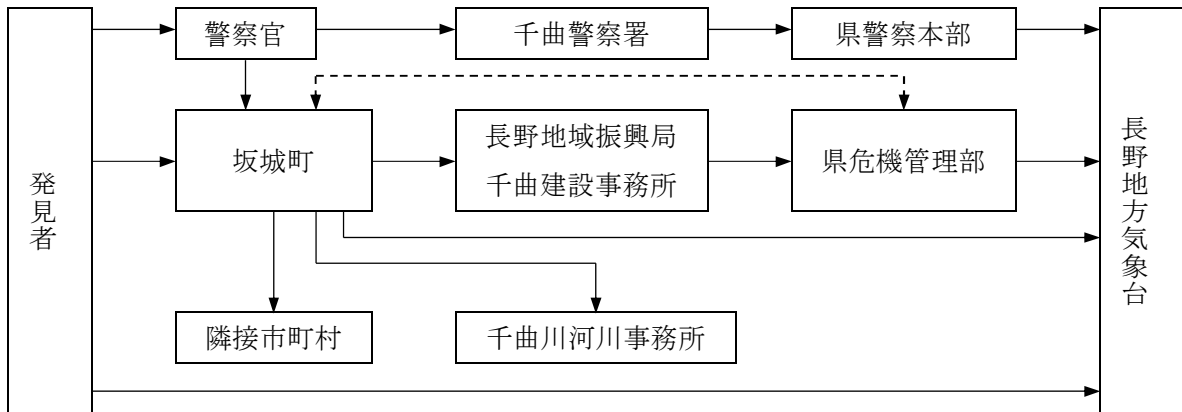
(4) 通報を要する異常現象

ア 突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等の気象現象

イ 河川、池沼の水位の異常な上昇

ウ 地震現象

(5) 異常現象発見時の通報系統



(----は副系統を示す)

第4 応急対策実施のための事前確認

- 1 職員への待機命令等動員体制の事前準備
- 2 防災無線、緊急車両等防災用設備・機材の点検
- 3 避難所等防災上重要な施設を中心とした公共施設の緊急点検の実施
- 4 円滑な応急対策実施のための各部分掌事務の再確認
- 5 第3節「非常参集職員の活動」に基づく、防災中枢機能等の確保

第2節 災害情報の収集・連絡活動

実施担当部：総務部

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第1 報告の種別

1 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

2 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

3 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

第2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

また、町・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

町は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

調査事項	報告先	担当部 (協力機関)	報告責任者
概況速報 人的及び住家の被害状況 高齢者等避難・避難指示等 避難状況	長野地域振興局 地域政策課	総務部	総務班長 (総務係長)
社会福祉施設被害	長野保健福祉事務所	民生部 (施設経営者)	福祉班長 (福祉係長)

農林業関係被害 農地農業用施設被害	長野地域振興局 農政課・林務課・ 農地整備課	産業部 (ちくま農業協同組 合・長野森林組合・ 土地改良区)	農林班長 (農林整備係長)
公共土木施設被害	千曲建設事務所	建設部 (千曲川河川事務所)	建設班長 (建設係長)
都市施設被害	千曲川流域下水道 事務所・千曲建設 事務所	建設部	給水班長 (下水道係長)
水道施設被害	長野地域振興局 環境課	建設部	給水班長 (下水道係長)
土砂災害等による被害	千曲建設事務所	建設部	建設班長 (建設係長)
廃棄物処理施設被害	長野地域振興局 環境課	民生部	消防・環境班長 (環境保全係長)
感染症関係被害 医療施設被害	長野保健福祉事務 所	民生部 (施設管理者)	保健班長 (保健センター所長)
商工業関係被害 観光施設被害	長野地域振興局 商工観光課	産業部	商工班長 (商工観光係長)
教育関係被害(町施設)	北信教育事務所	教育部	学校教育班長 (学校教育係長)
文化財被害	北信教育事務所	教育部	生涯学習副班長(文 化財係長)
町有財産被害	長野地域振興局 地域政策課	総務部	財政管財副班長 (契約・管財係長)
火災即報	長野地域振興局 地域政策課	民生部	消防・環境副班長 (生活安全係長)
危険物等の事故による被害	長野県危機管理部 消防課	民生部	消防・環境副班長 (生活安全係長)
水害等速報	千曲建設事務所	建設部	建設班長 (建設係長)

注：報告責任者の()書きは、災害対策本部が設置されない場合の責任者を表す。

第3 被害状況等報告内容の基準

被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。

行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部損壊	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水及び床下浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

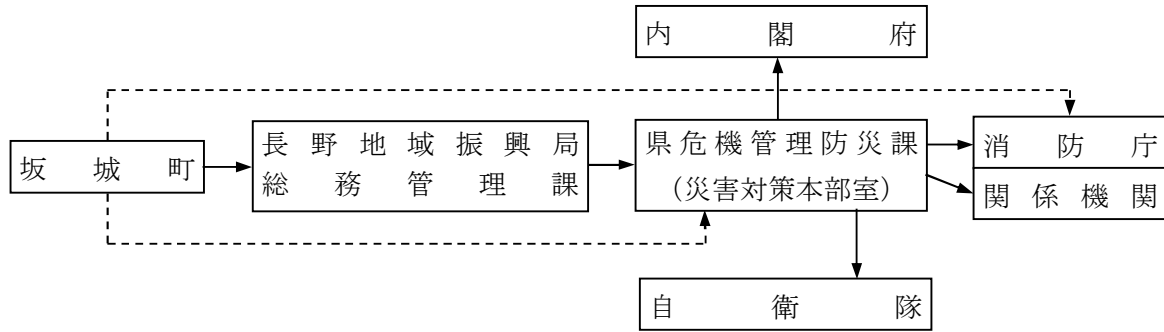
第4 災害情報の収集・報告系統

1 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、県地域防災計画による。

2 報告系統

- (1) 災害対策本部設置前においては総務課長（災害対策本部設置後においては、本部長）が県（長野地域振興局あるいは危機管理部）に報告する。
- (2) 緊急を要する等の場合は、直接県関係課に報告し、その後において長野地域振興局等の機関に報告する。
- (3) 県庁舎の被災、通信途絶等により、県への報告ができない場合は、直接消防庁へ報告する。



第5 甚大災害等における情報収集・報告体制

1 町による被害調査が困難な場合

被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、第2に示す報告先に定める県現地機関等に応援を求める。

2 町の対応能力を超える災害が発生した場合

町の対応能力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

3 県への報告が困難となった場合

県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

4 直接速報基準に該当する災害等が発生した場合

被害状況等は、町は現地機関を通じて県に報告することを原則としているが、「火災・災害等速報要領（昭和59年消防第267号消防庁長官）」の直接速報基準に該当する場合（該当するおそれがある場合を含む。）には、県だけではなく、直接消防庁にも報告する。

第6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

1 有線通信による方法

- (1) 電話回線
- (2) 災害時優先電話
- (3) 非常・緊急電話
- (4) ファックス
- (5) 公衆電話
- (6) 災害用伝言ダイヤル「171」
- (7) 上田ケーブルビジョン

- (8) インターネット、電子メール
- 2 無線通信による方法
 - (1) 長野県防災行政無線
 - (2) 町防災行政無線
 - (3) J S M R 携帯用無線機
 - (4) 携帯電話
 - (5) 専用通信施設の利用
 - (6) テレビ、ラジオの利用
- 3 その他の方法
 - オートバイ、自転車、徒歩等による伝令

第3節 非常参集職員の活動

実施担当部：（総括）総務部
全 部

町は、町域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令、地域防災計画（県・町）及び受援計画（県・町）の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第1 職員の配備体制

1 配備体制の基準

災害応急対策活動が、速やかに実施されるよう次の区分に基づき、所定の職員の動員を行い、活動体制を整える。

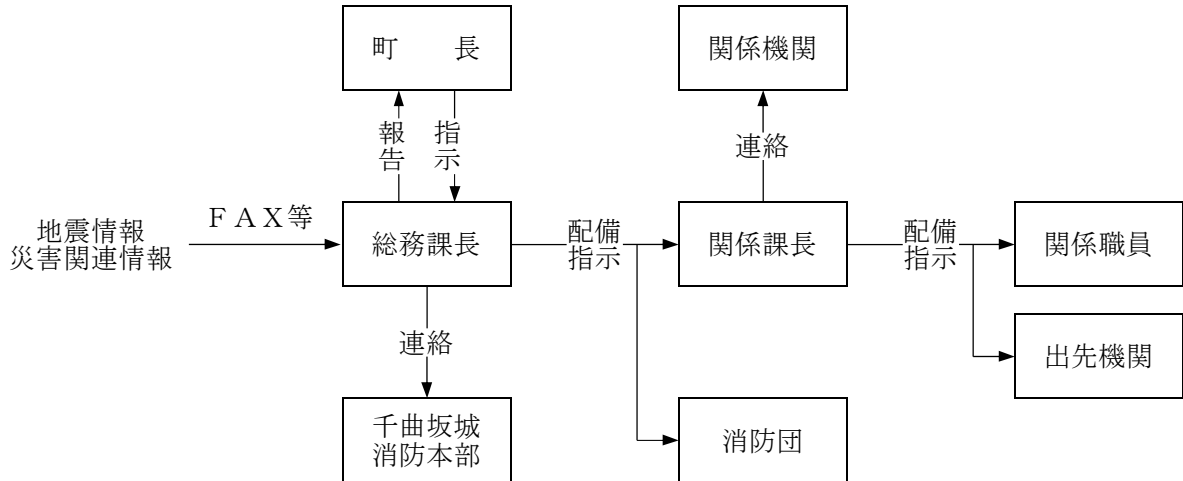
職員の配備区分と発令基準、配備人員の基準

	配備区分	配備基準	活動内容等	配備人員
災害対策本部設置前	準1号配備 (準備体制)	強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から準備体制をとる必要がある場合	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。	配備検討会構成員、総務課主査以上及び消防担当職員、建設課主査以上、商工農林課主査以上
	1号配備 (警戒体制)	強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から小規模災害発生危険がある場合	町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。	上記の職員に加えて、町長、副町長、正副消防団長、課等の長、総務課、建設課、商工農林課全職員
災害対策本部設置後	2号配備 (即応体制)	暴風及び大雨、洪水警報が発表され、局地災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	1号配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対してはそのまま対策活動が遂行できる体制とする。	上記職員に加えて、主査以上の職員、消防団分団長

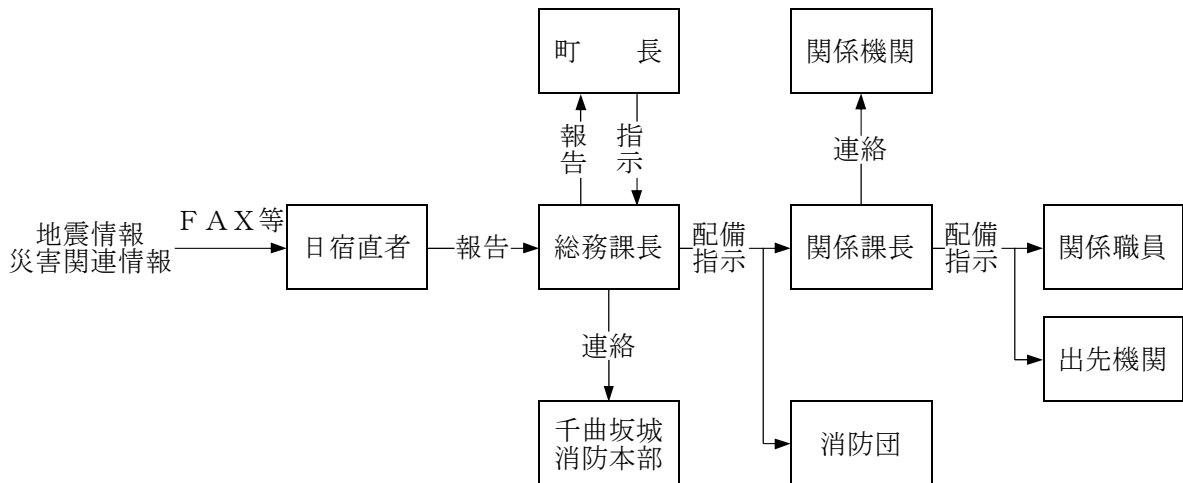
災害対策本部設置	3号配備 (非常体制)	町の全域あるいは局地的に被害が甚大と予想される場合で本部の全活動を必要とする場合	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもって当たる。	全職員、全消防団員
----------	----------------	--	---	-----------

2 配備指示の伝達系統

(1) 勤務時間中



(2) 勤務時間外



3 連絡の方法

(1) 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、各課長は、職員の招集について、あらかじめ電話その他の連絡方法を定め、職員に周知しておく。

(2) 自主登庁

災害の発生により、電話等通信連絡が不能となっていることも予想されるため、職員は、情勢判断により、自ら進んで災害対策本部の事務分掌につき、指示命令を受ける。

(3) 職員招集時の電話の略号

職員を招集する電話の略号は、次のとおりとする。

電話文	内 容
準1号配備	準1号配備につくため、直ちに登庁して下さい。
1号配備	1号配備の指令が出されました。直ちに登庁して下さい。
2号配備	2号配備の指令が出されました。直ちに登庁して下さい。
3号配備	3号配備の指令が出されました。直ちに登庁して下さい。

第2 初動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合は、この計画に定める体制により、応急対策を実施する。

1 警戒体制

各課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、必要な職員を配備して、警戒活動を実施する。

2 配備検討会

(1) 配備検討会開催の時期

総務課長が必要と認めたとき、又は次に掲げる配備検討会の委員である関係課長等から総務課長に要請があったときに開催する。

(2) 配備検討会の構成等

配備検討会は、次に掲げる者をもって構成する。なお、情報収集及び対応策検討のための事務局を総務課に置く。

- ア 副町長（不在の場合教育長）
- イ 消防長（不在の場合あらかじめ消防長が指定した者）
- ウ 総務課長（不在の場合総務係長）
- エ 建設課長
- オ 商工農林課長
- カ 住民環境課長

(3) 協議事項

- ア 被害情報の収集
- イ 気象状況等の評価のための専門・研究機関からの情報収集
- ウ 今後の対応策と配備体制の検討
- エ その他必要と思われる事項

(4) 配備検討会の解散基準

副町長は、次の基準により、配備検討会を解散する。

- ア 災害対策本部が設置されたとき。
- イ 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。
- ウ その他配備検討会の設置を不要と認めたとき。

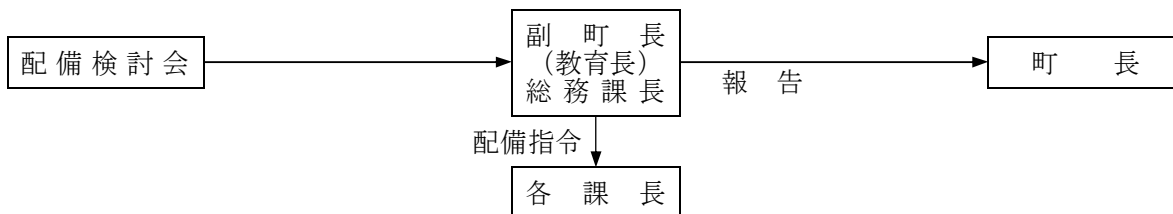
3 災害対策事前配備

災害対策本部を設置するまでに至らない場合の配備及び災害応急対策の実施は、災害対策本

部が設置された場合に準じて、次により対応する。

- (1) 災害対策事前配備指令の実施責任者は、総務課長とする。
- (2) 総務課長は、配備検討会での協議決定を踏まえ、総合的に状況を判断し、この計画に定める配備基準に基づき災害対策事前配備を指令する。

災害対策事前配備指令系統図



- (3) 各課長は、災害対策事前配備の指令により、あらかじめ定めた職員を配備につけ、災害応急活動を命令する。
- (4) 配備についての職員は、上司の命令に従い、直ちに応急活動を実施する。

4 夜間・休日等の体制

夜間・休日等の緊急事態発生時については、宿日直者が町長、その他職員が登庁するまでの間、総務課長（不在の場合は、総務係長）の指示に従い、情報の收受、指令伝達等の実施に当たる。

第3 坂城町災害対策本部の設置

1 坂城町災害対策本部設置の時期

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定により、坂城町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

2 災害対策本部の設置基準

- (1) 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水等の警報の1以上が発表され、応急対策の必要が認められたとき。
- (2) 国土交通大臣又は県知事が水防警報を発表し、応急対策の必要が認められたとき。
- (3) 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。
- (4) 災害救助法が適用されたとき。
- (5) その他激甚な災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

3 災害対策本部の位置

災害対策本部は、役場庁舎総務課に置く。ただし、役場庁舎が被災したときは、文化センター等の他の公共施設を選定し、町長が指定する場所に置く。

4 災害対策本部の解散基準

町長は、次の基準により、災害対策本部を解散する。

- (1) 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。
- (2) 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。
- (3) その他災害対策本部の設置を不要と認めたとき。

5 災害対策本部の設置及び解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したときは、直ちにその旨を次表により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班
庁内各 部 班 防 災 関 連 各 機 関 等 町 民 報 道 機 関	庁内放送 防 災 行 政 無 線 、 電 話 そ の 他 迅 速 な 方 法 広 報 車 及 び 防 災 行 政 無 線 等 口 頭 又 は 文 書	総 務 部 広 報 班

第4 災害対策本部の組織、運営等

災害対策本部の組織運営及び事務分掌は、坂城町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。さらに、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、坂城町災害対策本部条例の定めるところによる。

(2) 本部長及び副本部長

- ア 町長を本部長とし、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- イ 本部長に事故があるときは、副本部長が本部長の職務を代理する。
- ウ 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、副町長、教育長の順とする。

(3) 本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、坂城町組織条例に規定する課長、坂城町教育委員会事務局組織規則に規定する教育次長及び課長並びに議会事務局長並びに消防長及び消防団長並びに総務班・広報班・応急対策班の各班長をもって充てる。

(4) 本部会議

- ア 本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに、本部に坂城町災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。
- イ 本部会議は、本部長、副本部長、部長及び本部長が指名する者をもって組織する。

(5) 部及び班

災害対策本部に置く部及び班の名称及び事務分掌並びにその長となる職員及び班員となる職員は、次のとおりとする。

坂城町災害対策本部組織 分掌事務

- ・本部長 町長
- ・副本部長 副町長
- ・ 〃 教育長

部名 (正副本部長)	班名 (正副班長)	分掌事務
総務部	総務班	・ 配備検討会の開催に関すること。

<p>◎総務課長 ○企画政策課長 ○会計管理者</p>	<p>◎総務係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、職員の招集、本部の運営に関すること。 ・災害対策本部員会議の開催に関すること。 ・災害対策現地本部の設置・運営に関すること。 ・広域応援の要請、受入れに関すること。 ・長野県消防防災ヘリコプター等の派遣要請、受入れに関すること。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・県等関係機関への報告に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・激甚災害指定に関すること。 ・県及び他市町村に対する応援要請に関すること。 ・その他、他の部に属さないこと。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
	<p>財政管財班 ◎財政係長 ○契約・管財係長 ○会計室長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 ・災害に関する予算措置に関すること。 ・庁舎及び町有財産の保全総括に関すること。 ・庁舎及びその附属施設等の応急対策に関すること。 ・緊急用車両の確保に関すること。 ・救援物資及び災害応急対策用資機（器）材の調達に関すること。 ・人員・物資等の配置・配給に関すること。 ・災害義援金品の受領・保管及び配分に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
	<p>応急対策班 ◎企画調整係長 ○人権・男女共生係長 ○隣保館長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の策定に関すること。 ・応急対策に係る各部との連絡調整に関すること。 ・県及び他市町村に対する応援の受入れに関すること。 ・ヘリポート及び車両置き場の確保に関すること。 ・派遣自衛隊との連絡調整に関すること。 ・自衛隊の宿泊施設等の確保に関すること。 ・自衛隊等が使用する災害応急対策用資機（器）材の確保に関すること。 ・隣保館の応急対策に関すること。

	<p>広報班</p> <p>◎まち創生推進室長</p> <p>○まち創生推進係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・災害対策本部の指令等の伝達に関する事。 ・避難指示に関する事。 ・災害に関する予報・警報等の受信・伝達に関する事。 ・無線等通信の確保に関する事。 ・被災者・避難者等の情報収集及び情報伝達に関する事。 ・報道機関との連絡に関する事。 ・気象情報・警報等の受信に関する事。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
	<p>調査班</p> <p>◎収納対策推進幹</p> <p>○税務係長</p> <p>○収納推進係長</p> <p>○固定資産税担当係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に係る各部の被害状況の報告に関する事。 ・災害に係る家屋等の被害状況の調査及び報告に関する事。 ・被災者名簿の作成に関する事。 ・被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 ・租税の徴収猶予及び減免に関する事。 ・罹災証明に関する事。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
<p>民生部</p> <p>◎福祉健康課長</p> <p>○住民環境課長</p>	<p>福祉班</p> <p>◎福祉係長</p> <p>○保険係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・各部及び部内班との連絡調整に関する事。 ・避難所の開閉設及び管理運営の総括に関する事。 ・災害時要援護者の保護及び応急救護に関する事。 ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 ・被災者の生活相談・臨時町民相談所の開設に関する事。 ・死体収容施設の確保及び運営に関する事。 ・死体捜査及び処理の総括に関する事。 ・部の庶務に関する事。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
	<p>保健班</p> <p>◎保健センター所長</p> <p>○健康推進係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の看護・保護及び応急救護に関する事。 ・救護所の開閉設及び管理運営に関する事。 ・保健衛生及び感染症予防に関する事。 ・医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 ・緊急医薬品及び衛生材料の確保に関する事。 ・助産に関する事。

	○食育担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
	消防・環境班 ◎生活安全係長 ○住民係長 ○環境保全係長	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・消防本部・消防団との連絡調整に関すること。 ・遺体の火葬に関すること。 ・廃棄物及びし尿の処理に関すること。 ・廃棄物及びし尿処理施設の応急対策に関すること。 ・公害防止に関すること。 ・死亡獣畜に関すること。 ・交通安全対策に関すること。 ・防犯対策に関すること。 ・飲料水・地下水の汚染に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
	福祉施設班 ◎地域包括支援センター 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の入居者の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・福祉施設関係の被害調査及び報告に関すること。 ・福祉施設の応急復旧に関すること。 ・社会福祉協議会及び社会福祉団体（ボランティア）との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・福祉施設を利用した炊き出しに関すること。 ・福祉施設に係る避難所開設時の協力に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
産業部 ◎商工農林課長 ○農業振興係長 ○テクノセンター事務局長	商工班 ◎商工観光係長	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・各部及び部内班との連絡調整に関すること。 ・商工業・観光施設関係の被害調査及び報告に関すること。 ・商工業・観光施設の復旧応急対策に関すること。 ・商工業者に対する罹災証明に関すること。 ・被災商工業者に対する融資に関すること。 ・危険物施設の応急対策に関すること。 ・労務供給活動に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。

	<p>農林班 ◎農林整備係長 ○農地担当係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業施設及び農地の被害調査及び報告に関すること。 ・農林業施設及び農地の復旧応急対策に関すること。 ・農林業作物等に対するり災証明に関すること。 ・被災農林業者に対する融資に関すること。 ・家畜伝染病の防疫に関すること。 ・農業用水路、ため池、林道及び治山施設の応急対策に関すること。 ・水門操作に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
<p>建設部 ◎建設課長 ○建設技幹</p>	<p>建設班 ◎建設係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょうの被害調査及び報告に関すること。 ・道路、橋りょうの応急対策に関すること。 ・緊急輸送路の確保・復旧に関すること。 ・障害物の除去活動に関すること。 ・災害による交通規制に関すること。 ・河川及び水路の被害調査及び報告に関すること。 ・河川及び水路の応急対策に関すること。 ・地すべり、がけ崩れ等の応急対策に関すること。 ・水防対策に関すること。 ・町内建設業者等との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・災害復旧計画等による復旧計画の立案・実施に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
	<p>管理班 ◎管理係長 ○国土調査担当係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・各部及び部内班との連絡調整に関すること。 ・町営住宅の被害調査及び報告に関すること。 ・建築物の応急対策に関すること。 ・応急仮設住宅・トイレの建設及び入居者の選定に関すること。 ・急傾斜地住宅等の応急対策に関すること。 ・災害復興住宅資金の融資に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
	<p>都市・交通班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国道18号線（坂城管内）の被害調査及び報告並びに関係機

	<p>◎都市・公園係長</p> <p>○交通網対策担当係長</p>	<p>関との連絡調整に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内各県道の被害調査及び報告並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ・上信越自動車道（坂城管内）の被害調査及び報告並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ・しなの鉄道（坂城管内）の被害調査及び報告並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ・公園施設の被害調査及び報告に関すること。 ・公園施設等の応急対策に関すること。 ・公園施設に係る避難所開閉設時の協力に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
	<p>給水班</p> <p>◎下水道係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給水活動に関すること。 ・給水活動に係る関係機関との連絡調整に関すること。 ・給水活動に係る広報に関すること。 ・下水道施設の被害調査及び報告に関すること。 ・下水道施設の応急対策に関すること。 ・ライフライン施設関係業者への復旧依頼に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
<p>教育部</p> <p>◎教育文化課長</p> <p>○子ども支援室長</p> <p>○生涯学習専門幹</p>	<p>学校教育班</p> <p>◎学校教育係長</p> <p>○保育園長</p> <p>○食育・学校給食センター所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・各部及び部内班との連絡調整に関すること。 ・学校、保育園、幼稚園、児童館の園児、児童、生徒の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・学校、保育園、幼稚園、児童館の被害調査及び報告並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ・学校、保育園、幼稚園、児童館の応急対策に関すること。 ・食育・学校給食センターの応急対策に関すること。 ・食育・学校給食センター及び保育園給食調理室を利用した炊き出しに関すること。 ・応急の教育に関すること。 ・学用品の供給に関すること。 ・教職員の動員に関すること。 ・学校教育施設に係る避難所開閉設時の協力に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。

	<p>生涯学習班 ◎生涯学習係長 ○スポーツ担当係長 ○施設係長 ○文化財係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育・社会体育施設利用者の安全確保に関すること。 ・社会教育・社会体育施設の被害調査及び報告並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ・文化財の被害調査及び報告並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ・社会教育・社会体育施設及び文化財の応急対策に関すること。 ・社会教育・社会体育施設に係る避難所開閉設時の協力に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
<p>協力部 ◎議会事務局長</p>	<p>協力班 ◎議会係長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・議員との連絡調整に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
<p>消防部 ◎消防長 ○消防次長 ○坂城消防署長</p>	<p>総務班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報収集に関すること。 ・各部及び部内班との連絡調整に関すること。 ・災害活動全般の調整に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
	<p>消防班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊及び水防隊の編成並びに運用に関すること。 ・長野県広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること。 ・救急活動に関すること。 ・火災・水害等災害の警戒防御に関すること。 ・遺体の捜索に関すること。 ・行方不明者の捜索及び被災者の救出並びに搬送に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。 ・被害情報収集に関すること。 ・その他災害応急対策活動に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。

<p>情報収集班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者等の避難誘導に関すること。 ・危険物施設等の監視、警戒、応急措置の指導に関すること。 ・消防隊及び水防隊の災害活動の調査記録に関すること。 ・自主防災会、自衛消防隊等の指導に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
--------------	---

(6) 災害対策現地本部

ア 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を置く。

イ 現地本部長は副本部長又は本部員のうちから、現地本部員は本部員又は本部職員のうちから、現地本部職員は本部職員のうちから、それぞれ本部長が指名する。

(7) 災害対策本部等の標識等

ア 標示板

災害対策本部等が設置されたときは、標識を掲げる。

イ 腕章

本部長、副本部長、現地本部長、本部員、本部連絡員、班長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは、腕章を着用する。

2 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

(1) 報告事項

副本部長及び本部員は、直ちに災害対策本部に参集し、各部の配備体制と応急活動状況を報告する。

(2) 協議事項

ア 災害対策本部の配備体制の切替え及び解散に関すること。

イ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること。

ウ 災害対策経費の処理に関すること。

エ 災害救助法の適用の意見に関すること。

オ 災害応急対策の調整に関すること。

カ 災害対策現地本部の設置に関すること。

キ 避難指示又は警戒区域の設定に関すること。

ク その他災害対策の重要事項に関すること。

3 災害救助法が適用された場合の体制

町の地域に災害救助法が適用されたときは、町長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

第5 防災中枢機能等の確保

1 組織としての機能の確保

本部長が不在等でその職務が遂行できないときは、副本部長がその職務を代理する。また、副本部長も不在等でその職務を代理できないときは、総務部長が代理する。

2 拠点としての機能の確保

本部となる役場庁舎に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、文化センター等の応急対策に支障をきたさない公共施設を選定し、本部長が指定する。

役場庁舎は、防災拠点の中枢である。その機能が十分果たせるよう、非常用発電機等の設備の維持管理に努める。

(1) 通信手段の確保

第1節「災害直前活動」に基づき、無線設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。

(2) 飲料水、食料品の確保

ア 受水槽、高架水槽を満水にするよう努めるとともに、災害発生後は水洗便所等への給水を制限し、飲料水の確保に努める。

イ 職員のための食料品の確保を行う。

3 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

(1) 地図（日本図、県図、町図）、GIS

(2) 防災関係図面及び図表（天気図、被災地域、交通止箇所、被害状況、雨量等を書き入れるもの）

(3) 停電用照明器具、発電機

(4) ラジオ、テレビ（停電の際にも使用可能なもの）

(5) 複写機その他事務器具

(6) 寝具

(7) 庁内電話

(8) 防災行政無線

(9) その他必要資機材

第6 職員の福利厚生

活動の長期化に対処するため、必要に応じて、次の事項に配慮し、福利厚生の充実を図る。また、24時間体制による応急対策が必要な場合には、適切な班編制と人員の配置に努める。

1 宿泊施設等の確保

災害対策に従事する職員の宿泊及び一時的な仮眠施設を、公共施設、民間施設の一時借り上げによって確保、調整する。

2 食料等の調達

災害対策に従事する職員への食料等は、備蓄物資、炊き出し等で確保するほか、必要に応じて協定業者から調達する。

3 職員の家族等への配慮

各部長は、職員の家族、住居等が被災し、職員が対応する必要があると判断した場合には、本部職員としての任務を解除し、家族等の救護に当たることを認める。この場合、本部長の承認を得るものとする。

第4節 広域相互応援活動

実施担当部：総務部

消防部

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行う。

なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第1 応援要請

町が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

1 消防に関する応援要請

(1) 県内市町村に対する応援要請

町長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をし、その旨知事に連絡する。

なお、方法については次の事項を明らかにし、電話により行うが、電話が使用できない場

合は、無線の使用も考慮し、後日速やかに文書を送付する。

- ア 被害の状況
- イ 必要とする資機材及び物資の種類、品名、数量
- ウ 職員の職種別人員、活動内容
- エ 応援の場所及び応援場所への経路
- オ 応援期間
- カ その他必要事項

〈代表消防機関〉

- ・長野県消防相互応援協定＝長野市消防局（026—227—8000(代)）

(2) 他都道府県への応援要請

町長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、(1)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- ア 緊急消防援助隊
- イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- ウ その他、他都道府県からの消防隊

2 消防以外に関する応援要請

(1) 他市町村に対する応援要請

町長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請し、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、ブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

〈応援の要請事項〉

- ア 応援を求める理由及び災害の状況
- イ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- ウ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

エ その他必要な事項

〈代表市町村〉

- ・長野県市町村災害時相互応援協定（長野ブロック）＝長野市（026—226—4911）

(2) 県に対する応援要請等

町長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、(1)に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

町長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

- 3 応援要請をする場合、受入体制すべてを整えた後では初動措置に遅れが生じることから、配置指揮命令系統等応援活動に必要な基本的事項をまず整え、宿泊所、食料品等の後方的事項については、要請後速やかに整える等迅速かつ弾力的な受入体制を整備する。

第2 応援体制の整備

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、町は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動できるよう体制を整備する。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等を行うことを考慮する。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

1 情報収集及び応援体制の確立

町、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害時等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

2 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

3 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

4 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急

を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

第3 受援体制の整備

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入体制の整備が重要になる。

円滑な受入体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

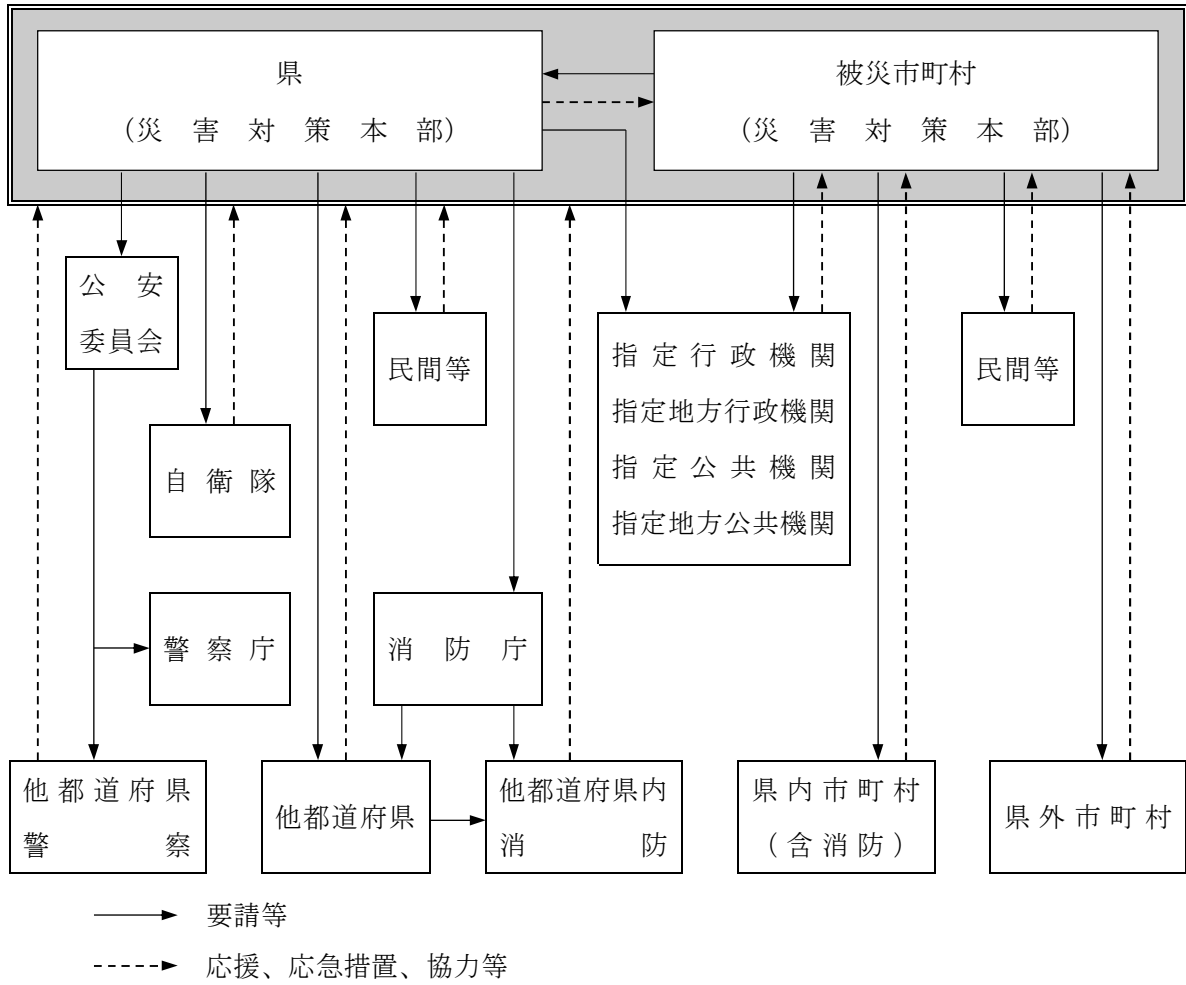
また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項を整備する。

第4 経費の負担

- 1 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- 2 1以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

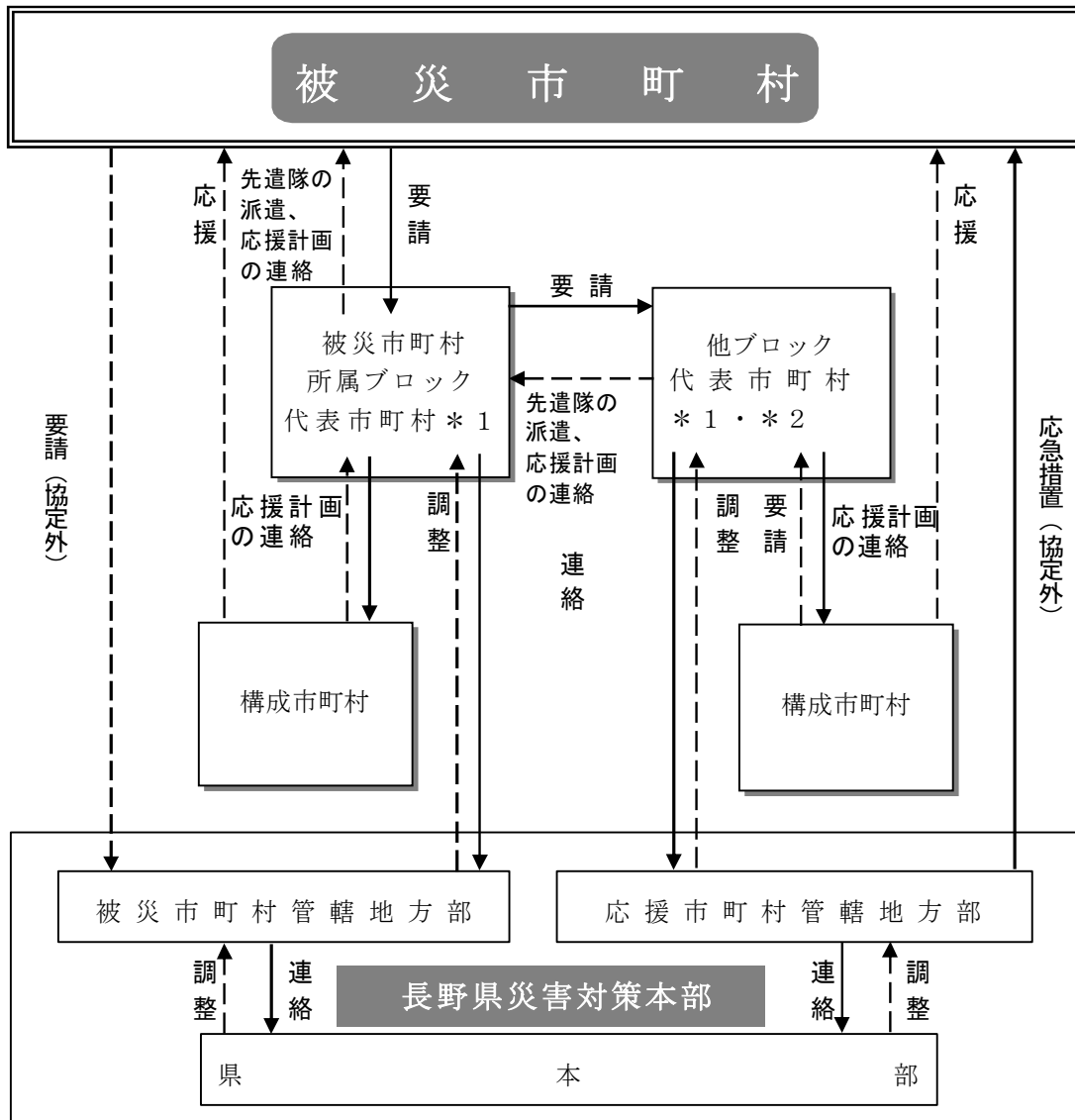
(別記)

広域相互応援体制



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

第5節 ヘリコプターの運用計画

実施担当部：総務部

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

主な活動

- 1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 ヘリコプターによる災害応急対策が必要な場合は、県に要請するものとし、要請にあたっては、ヘリポート等活動に必要な体制を迅速に整備するとともに、必要な情報を的確に伝達する。

第1 ヘリコプターの要請

1 要請の対象となる災害等

次に掲げる場合で、ヘリコプターを使用することが応急対策の活動（情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急物資の輸送、人員の搬送等）にとって極めて有効であると判断したときは、県消防防災ヘリコプター等の出動を要請する。

- (1) 大規模な災害、風水害等の自然災害
- (2) 山林等陸上からの接近が著しく困難な地域での災害
- (3) 高層建築物での火災
- (4) 集団救助・救急を要する災害、事故等
- (5) その他上記(1)から(4)までに準ずる災害

2 ヘリコプターの要請事項

要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。）

- (1) 災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- (2) 活動に必要な資機材等
- (3) ヘリポート及び給油体制
- (4) 要請者、現場責任者及び連絡方法
- (5) 資機材等の準備状況
- (6) 気象状況
- (7) ヘリコプターの誘導方法
- (8) 他のヘリコプターの活動状況
- (9) その他必要な事項

3 要請者が措置する事項

- (1) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。
- (2) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- (3) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。

4 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

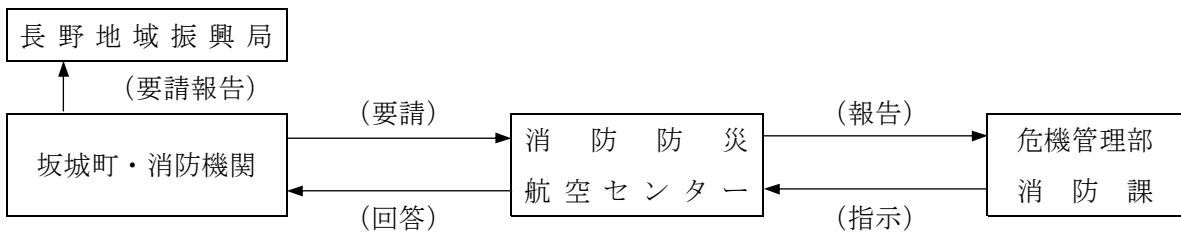
消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各 種	6				

5 ヘリコプター要請手続要領

(1) 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



※連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

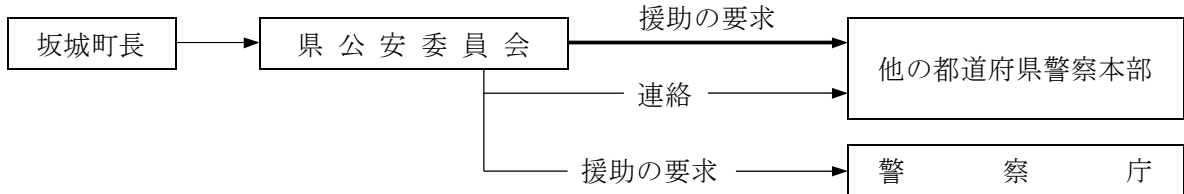
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

(2) 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



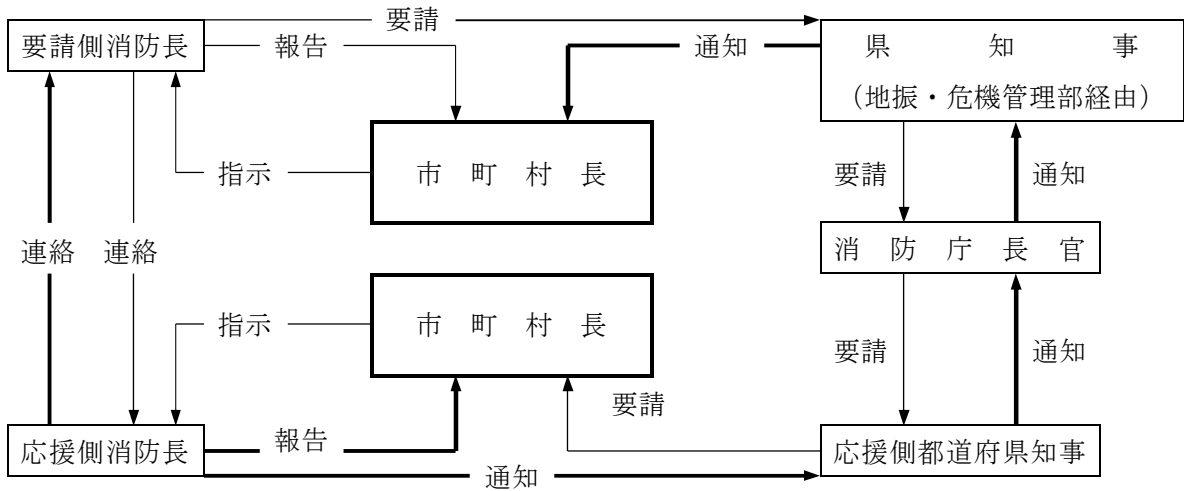
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



(3) 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

ア 広域航空応援要請手順



イ 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

(ア) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

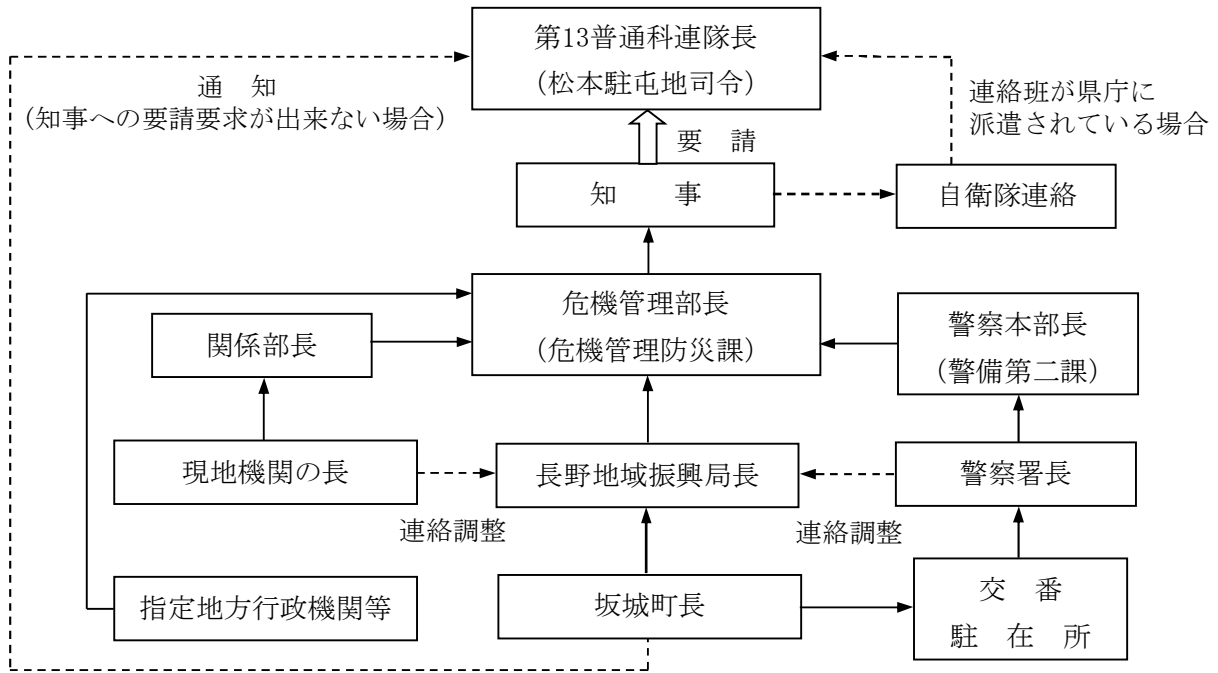
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

(イ) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県
静岡県	横浜市	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

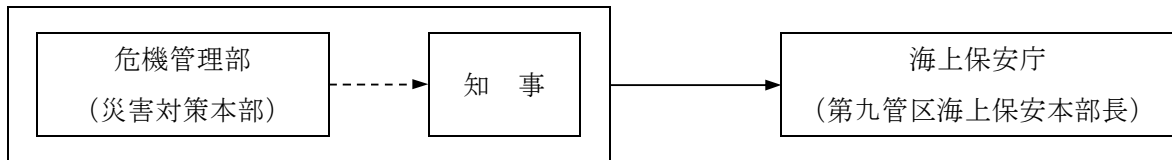
(4) 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



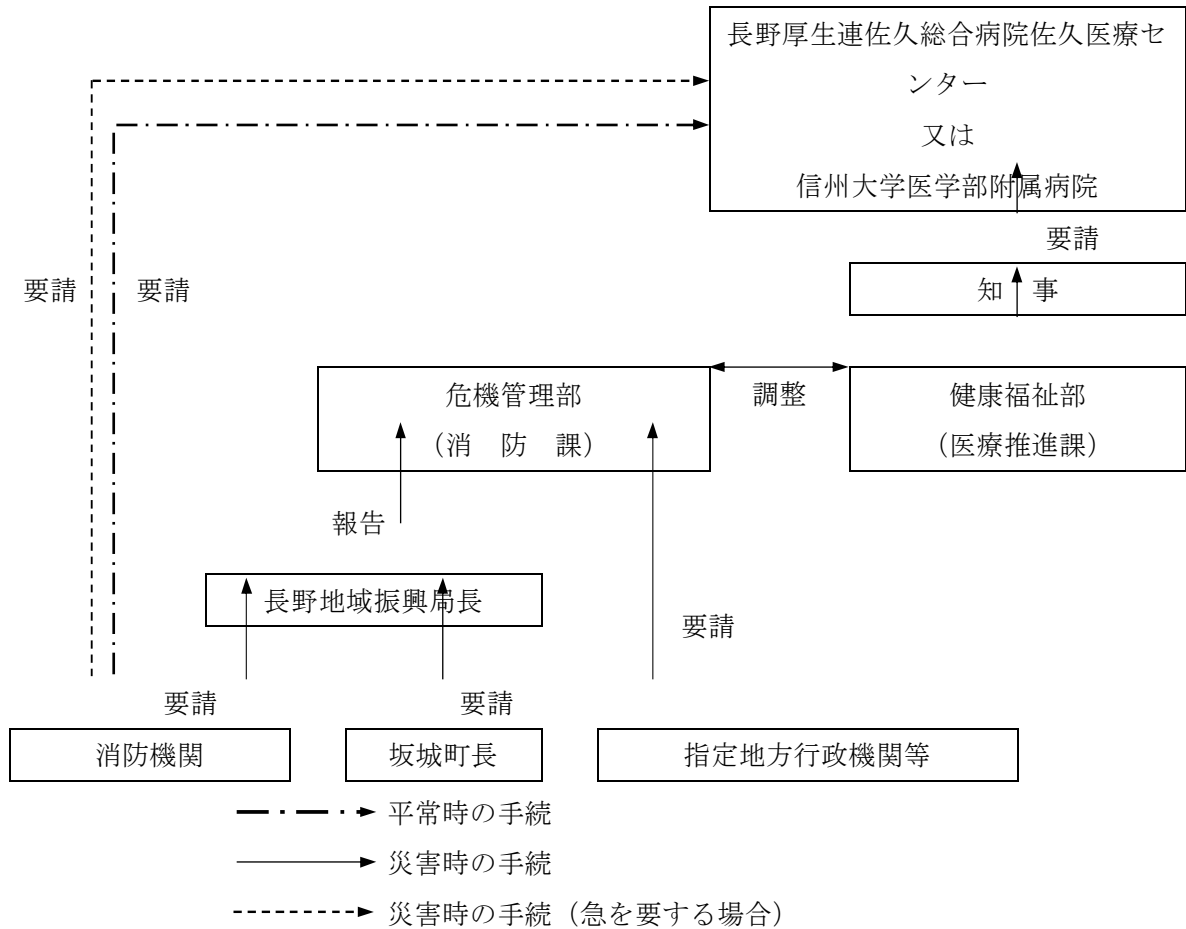
(5) 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



(6) ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第2 ヘリポートの開設

町内ヘリポート指定地より、効果的な活動が可能な場所を選定する。選定に当たっては、できるだけ避難所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置するなど、運航上の安全に配慮する。ヘリポート開設に際しての連絡事項及び整備方法等は次のとおりとする。

1 連絡事項

消防防災航空隊に次の事項を連絡する。

- (1) 所在地 (番地まで)
- (2) 正確な位置 (地図1/5万)
- (3) 離着陸帯、同周辺の見取り図 (大きさ、障害物、付近の不時着適地等)

2 ヘリポートの整備方法等

- (1) 上空から確認しやすいよう、離着陸帯 (直径約10m) を石灰等で表示する。
- (2) 離着陸帯の中心から半径30mの範囲内の飛散物 (紙、ビニール、板等) を撤去あるいは固定する。
- (3) ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう散水する。

- (4) 各出入口を閉鎖し、安全員を配置する等、立入禁止措置をとる。
- (5) 風向きが確認できるよう、吹き流し、発煙筒等を着陸地点から40～50m離し設置する。
- (6) 着陸に際しては、着陸帯から20～30m離れた風上側に誘導員を配置する。

3 避難所と共用する場合

災害の状況等により、避難所とヘリポートを共用する必要がある場合は、避難者を速やかに体育館等安全な場所へ誘導するほか、ヘリポートへの立入禁止を徹底し、避難者の安全を確保する。

4 町内のヘリポート

- (1) 拠点ヘリポートは、次の場所を確保する。

坂城町運動公園野球場

- ア 所在地 坂城町大字上五明1576
- イ 管理者 坂城町教育長
- ウ 施設規模 大型
- エ 広さ 20,000㎡

- (2) 円滑な応急活動を実施するために指定された場所以外のヘリポートについて、次により積極的に対応する。

- ア 文化センターグラウンドは、町の中心的な避難所であり、仮設住宅等の建設が考えられるので、災害時には避難所としての使用を優先し、明らかに避難所等被災者の生活の場にならないことが確認された場合にのみ、ヘリポートとして使用する。
- イ 宅地や工場等の敷地として造成され、未だ建物が建設されずヘリポートとして利用できるところを借り上げ等により利用する。
- ウ 農地を借り上げ等により利用する。

第6節 自衛隊の災害派遣

実施担当部：総務部

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、町長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。
- 2 県等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要なくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第1 派遣要請

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

1 要請の要件

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

2 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

救 助 活 動	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

3 派遣要請の手続

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって長野地域振興局長もしくは千曲警察署長に派遣要請を求める。
- (2) 町長は、(1)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに長野地域振興局長を通じ文書による要求をする。
- (3) 町長は、(1)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

<要請文書の宛先・連絡先>

宛先：陸上自衛隊第13普通科連隊長

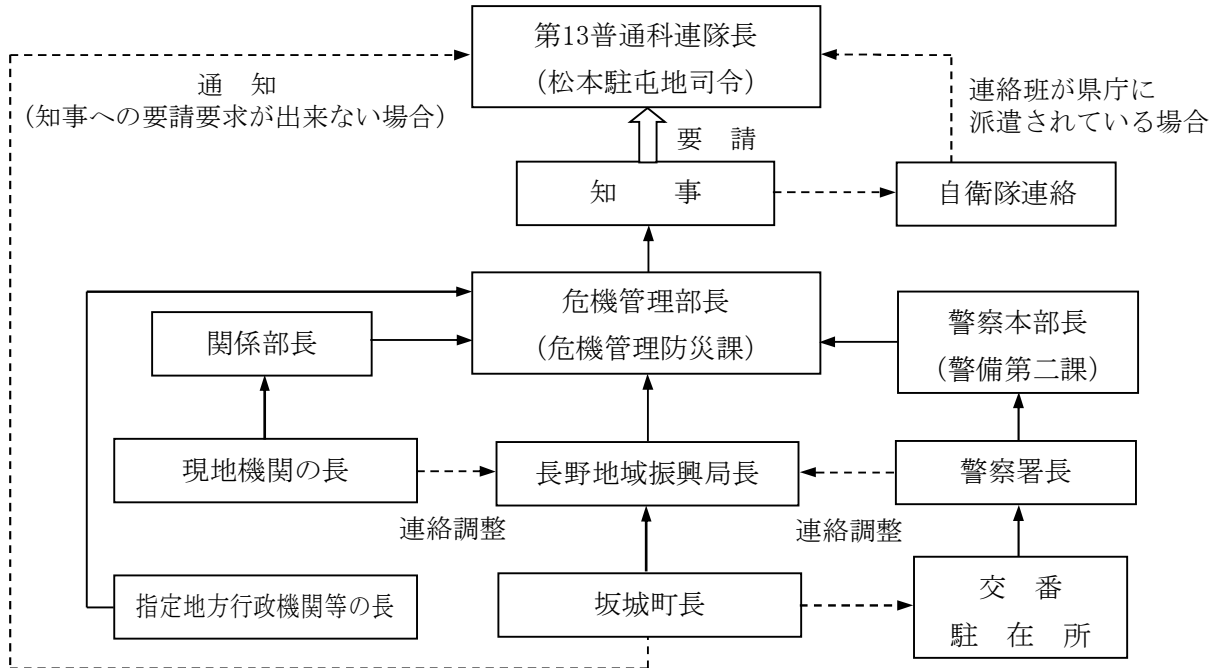
松本市高宮西1-1

連絡先

時 間 内	時 間 外
第3科長	駐屯地当直司令
TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 (県庁、合庁からかける場合)	TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁からかける場合)
FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-62

(4) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次のとおりである。



4 派遣要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- (4) その他参考となるべき事項

第2 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入態勢を整備する。

1 受入体制の確立

県知事から派遣の通知を受けたときは、総務部総務班長は、関係班長と協議の上、部隊の効果的な活動を図るため、県の現地連絡調整者に協力し、次の事項について準備し、もって、派遣部隊の受入体制を確立する。

- (1) 本部事務所
- (2) 宿泊施設
- (3) 資材置場、炊事場
- (4) 駐車場
- (5) ヘリポート
- (6) 作業箇所及び作業内容
- (7) 作業箇所別必要人員及び機材

(8) 作業箇所別優先順位

(9) 資材の調達方法

2 自衛隊における措置

(1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣のため及び町その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を町役場若しくは偵察班を関係施設に派遣する。

(2) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。(予防派遣)

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、町長等、警察官がその場にはいない場合に限り次の措置をとることができる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

イ 他人の土地等の一時使用等

ウ 現場の被災工作物等の除去等

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

3 現地連絡調整者との連絡調整

(1) 町が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。なお、災害の状況により次の区分による。

区 分	現地連絡調整者
県に災害対策本部が置かれていない場合	地域振興局長等
県に災害対策本部が置かれている場合	地 方 部 長
県に現地本部が置かれている場合	現 地 本 部 長

(2) 町長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と町及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

(3) 町は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(4) 住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

第3 派遣部隊の撤収要請

町長は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

第4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

第7節 救助・救急・医療活動

実施担当部：（救助・救急）消防部
（医療） 民生部

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

主な活動

- 1 町、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等は相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第1 救助・救急活動

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

- 1 関係機関は、町消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- 2 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を、第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。
- 3 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。
- 4 消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- 5 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

- 6 ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要

請する。

- 7 地域住民は、住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

第2 医療活動

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者を受け入れる後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

さらに、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

1 救護所等の設置

- (1) 町は、保健センターに救護活動の拠点を設け、医療活動を実施する。
- (2) 災害の状況により、現地、避難所又はその付近の安全な場所に救護所を設置し、管理運営に当たる。
- (3) 避難所での救護所の開設に当たっては、施設管理者等と連携し、避難所が学校施設の場合は、保健室を利用する。

2 救護班の編成

(1) 救護班の編成

町は、医療救護に関する協定、歯科医療救護に関する協定に基づき、千曲医師会、埴科歯科医師会等に協力を求め、医療救護班、歯科医療救護班を編成する。

(2) 応援要請等

町自らの体制では対応が困難な場合は、日本赤十字社長野県支部の救護班を要請するほか、必要に応じて県、隣接市町村等への応援を要請する。

3 医療救護班の業務

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 負傷者の救急、応急措置
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の確認及び検案
- (6) その他救護活動に必要な事項

4 後方医療体制・搬送体制

(1) 後方医療機関への搬送

消防機関は、医療又は助産の処置を行った者のうち、施設等への収容を必要と認めるときは、後方医療機関へ搬送する。搬送は、消防部消防班が実施する。

(2) 町は、医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

(3) 消防機関は、必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(4) ヘリコプターによる搬送

町は、車両による搬送が困難と認められるときは、ヘリコプターによる搬送を検討し、県に要請する。

5 医薬品等の調達

(1) 町は、医薬品取扱業者等の協力を得て流通備蓄により医薬品を調達する。

(2) 必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

6 住民等の活動

住民は発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

第3 整備書類

実施担当班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- 1 救助の種目別物資受払状況（災害救助様式4）
- 2 救護班の編成及び活動記録（災害救助様式10）
- 3 病院診療所医療実施状況（災害救助様式11）
- 4 助産台帳（災害救助様式12）
- 5 被災者救出状況記録簿（災害救助様式13）
- 6 支払関係証拠書類

第8節 消防・水防活動

実施担当部：消防部

水防計画：建設部

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第1 消防活動

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

1 消火活動関係

(1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(2) 情報収集及び効率的部隊配置

ア 情報収集

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

イ 大規模な火災発生時の運用

大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

ウ 関係機関及び自主防災組織等との連携

関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(3) 応援要請等

ア 応援要請

町長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握

を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を、第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

イ ヘリコプターの要請

町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

2 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

3 住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策

(1) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(2) 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

第2 水防活動

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

1 監視・警戒活動

水防管理者（町長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

2 通報・連絡

水防管理者（町長）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の

管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。

3 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

4 応援による水防活動の実施

第1の1の(3)に準じて対処する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

実施担当部：民生部

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、必要な対策を迅速に講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。

第1 避難受入活動

町、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を次のとおり講ずる。

- 1 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知
要配慮者の態様に応じ、防災行政無線の放送機能及び町ホームページ、メール配信、ソーシャルメディアへの情報連携をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。
- 2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認
町は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する個別避難計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。
なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。
なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。
- 3 避難所での生活環境整備等
災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難スペースを必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 避難所における設備の整備

必要に応じて段差解消やスロープ・ユニバーサルトイレの設置等を行う。

(2) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(3) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、必要に応じて医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を迅速に行う。

(4) 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じて災害多言語支援センターの設置を行う。

(5) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

4 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、訪問により次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

町は、在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

5 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

第2 広域相互応援体制等の確立

町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要

請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

第3 要配慮者に対する応急活動内容

要配慮者に対する応急活動内容は、次のとおりである。

配慮すべき項目	実施機関	対象者
【避難収容等】		
○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等	町	全要配慮者
○災害情報及び高齢者等避難・避難指示の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全要配慮者
○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送	町、関係機関	全要配慮者
○避難所等での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配確保、車椅子、障がい者用携帯便器等の整備 ・要配慮者に対する相談体制の整備	町、県、関係機関	全要配慮者
○情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	町、県、関係機関	高齢者、障がい者、外国籍住民
○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入、ボランティア家庭への受入委託、里親への委託等 ・受入先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入	町、県、医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、障がい者、児童
○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居	町、県	傷病者、高齢者、障がい者、児童
【生活必需品等】		
○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育	町、県、関係機関	傷病者、高齢者、

配慮すべき項目	実施機関	対象者
<p>児用品等) の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配</p> <p>【保健衛生、感染症予防等】</p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 <p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・人員の確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉士、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p> <p>資機(器)材 医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援物資等の集積方法等の調整 <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機(宿泊)場所の確保等 	<p>町、県、関係機関</p> <p>町、県、関係機関</p> <p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p> <p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p> <p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>障がい者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>入院患者、入所者等</p> <p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p>

第10節 緊急輸送活動

実施担当部：総務部

建設部

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第1 緊急輸送の対象活動及び優先順位

県は、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。

第2 輸送手段の確保

町は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

1 自動車による輸送

(1) 輸送車両の調達

ア 町有車両

総務部は、効率的な輸送体制を確保するために、各部の協力を得ながら町有車両の活用を最大限図るため、災害対策本部を設置した場合は、総務部が車両（消防機関の車両及び各課等の特殊車両を除く。）を集中管理する。

各部において、車両を必要とするときは、総務部に配車要請を行う。

イ その他車両の調達

町有車両のみでは、応急対策の実施に必要な車両が不足する場合には、次の順序で借り上げを行うほか、県、自衛隊等に車両の応援を要請し、輸送車両の確保に努める。

(ア) 官公署及び公共団体の車両等

(イ) 民間輸送業者の車両等

(ウ) その他自家用車両等

(エ) 自衛隊の車両等

(2) 緊急輸送車両の確認手続

総務部は、災害対策基本法第76条に基づく交通規制が行われた場合には、千曲警察署長に申し出て緊急輸送に必要な車両の確認を受け、緊急輸送車両確認証明書及び同標章を收受する。

なお、発災直後の緊急時には、長野県公安委員会に緊急通行車両として事前届出車両を活用し、確認事務を円滑に受ける。

(3) 燃料等の調達

総務部は、輸送車両用の燃料又は消耗機材の調達が困難な場合は、民間業者等へ協力を依頼し、調達先の確保に努める。

2 鉄道による輸送

総務部は、道路の被害等により自動車輸送が至難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めるときは、東日本旅客鉄道株式会社長野支社に協力を要請し、輸送を実施する。

3 航空機・ヘリコプターによる輸送

(1) 総務部は、災害の状況によって空中輸送を必要とするときは、自衛隊による空中輸送について派遣要請の手続を行う。

(2) ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

第3 輸送拠点等の確保

1 物資輸送拠点の確保

第2章第9節「緊急輸送計画」に基づく物資輸送拠点を災害の状況、避難所としての利用状況等を考慮して、確保する。

2 災害対策用ヘリポートの確保

ヘリポートの確保は、第5節「ヘリコプターの運用計画」による。

3 輸送拠点の運営

輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携する。

4 輸送拠点との連携

被災市町村は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。

第4 緊急輸送路道路の確保

1 緊急交通路の確保

緊急交通路の確保は、県が主体となり、次の活動を実施する。

- (1) 発災時は、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否を判断する。
- (2) 緊急交通路を確保する必要がある場合、県公安委員会は、通行可能な緊急規制対象道路を緊急交通路と指定し、一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (3) 被災した緊急交通路は、県警察が行う緊急交通路確保計画との整合を図りながら、関係機関との連携のもと第1次確保路線より、順次応急復旧を実施する。

2 緊急交通路接続道路等の確保

関係機関との連絡協議の上、効率的な応急復旧を推進するものとし、町は次の区間について、応急復旧を実施する。

(1) 緊急交通路接続道路の確保

町は、県が指定し確保する緊急交通路に接続する道路を確保するため、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

(2) 代替路線の確保

緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対し応援を要請する。

第5 輸送活動の実施

1 輸送の範囲

(1) 被災者の避難

- ア 避難命令に基づき避難する住民の輸送
- イ 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

(2) 医療及び助産における輸送

- ア 患者等を救護班の仮設する救護所、病院、産院等に入院又は通院させる場合の輸送
- イ 救護班に関する人員及び医薬品並びに衛生材料等の輸送

- (3) 被災者の救出
 - ア 救出された被災者の輸送
 - イ 救出のために必要な人員、資材等の輸送
- (4) 飲料水の供給
 - ア 飲料水の輸送
 - イ 飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送
- (5) 行方不明者の捜索
 - 行方不明者捜索のために必要な人員及び資材等の輸送
- (6) 遺体の処理（埋葬を除く。）
 - ア 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置並びに検索のための救護班員等の輸送
 - イ 遺体の処理のための衛生材料等の輸送
 - ウ 遺体発見場所から一時安置所までの移送
 - エ 遺体の移動に伴う死体そのものの輸送
 - オ 遺体を移送するための人員の輸送
- (7) 救援用物資の輸送
 - ア 被服、寝具その他の生活物資の給与のための輸送
 - イ 炊き出し用食糧等の輸送
 - ウ 学用品支給のための輸送
 - エ 救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送
 - オ その他被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資の輸送

2 輸送の期間

各救助種目の実施が認められている期間とする。ただし、各救助種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

3 経費の負担

- (1) 費用の範囲
 - ア 運送料（運賃）
 - イ 借上料
 - ウ 燃料費
 - エ 消耗機材費
 - オ 修繕費
- (2) 負担方法

輸送を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費を県及び国が負担し、その他の場合は町が負担する。

4 整備書類

担当班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助様式4）
- (2) 輸送記録簿（災害救助様式20）
- (3) 支払関係証拠書類（町有車両に係るものを除く。）

第11節 障害物の処理活動

実施担当部：建設部

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第1 道路・河川の障害物

建設部は、建設団体等の協力を得て、障害物の円滑な除去を実施する。

1 道路上の障害物

道路法による道路上の障害物の除去は、道路管理者が実施する。なお、道路上の障害物は、緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路等応急活動に支障となる道路の除去作業を優先的に行う。

2 河川等の障害物

建設部は、河川、都市下水路、農業用排水施設等における障害物について、被害の拡大防止に重点を置き、二次災害の発生に注意して除去作業を行う。

第2 住家等にある障害物

1 実施責任者

- (1) 住家等にある障害物の除去は、原則として、その所有者又は管理者が実施する。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。
- (3) 知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、県知事の補助機関として町長が実施する。

2 障害物の除去の対象

障害物除去の対象者は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者で自らの資力をもって障害物を除去できないものであり、次の条件に該当する者とする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- (2) 住家は、半壊又は床上浸水したものであること
- (3) 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

3 除去の方法

(1) 町は、対象箇所数を調査の上、除去計画を作成し、直接除去するか、又は一括して業者に請け負わせて除去する。

(2) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

第3 除去障害物の集積、処分方法

1 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

2 応援協力体制

(1) 町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

(2) 町のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

第4 整備書類

建設部建設班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

1 障害物除去の状況（災害救助様式19）

2 地区別被害状況調査表（町様式2—1～3）

3 障害物除去のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）

4 支払関係証拠書類

第12節 避難受入及び情報提供活動

実施担当部：（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達）

総務部

（避難所等の管理・運営）

民生部

（応急仮設住宅等の確保）

建設部

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である町長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮する。特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

主な活動

- 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、実施者が適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 町長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 町は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 町及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 町及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 町、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、発令を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、警戒レベルの発表と併せて、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

警戒レベル	住民が取るべき行動	町の対応	気象庁等の情報 (相当する警戒レベル)
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保の発令 ※必ず発令される情報ではない。	大雨特別警報 氾濫発生情報 〈警戒レベル5相当〉
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉			
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示の発令	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 〈警戒レベル4相当〉
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難の発令	大雨警報※ 洪水警報 氾濫警戒情報 〈警戒レベル3相当〉
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 〈警戒レベル2相当〉
1	災害への心構えを高める。		早期注意情報 〈警報級の可能性〉

※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当する。

1 実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	町長		災害全般
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者（町長）	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般

		警察官職務執行法第4条	
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
緊急安全確保	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第60条	災害全般
指定避難所の開設、 受入	町長		

2 事務の代理執行

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、1の表における町長の実施事項を、町長に代わって行う。

県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

(1) 高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

(2) 避難指示

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長等から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

(3) 緊急安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、事態に照らし緊急を要すると認められるときに、町長等から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保するための措置を行う。

4 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び報告、通知等

(1) 町長の行う措置

ア 避難指示又は緊急安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指

示を行う。

なお、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を行う緊急安全確保を指示する。

災害の危険性が高まり、避難指示又は緊急安全確保の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

- (ア) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (イ) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (ウ) 県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）
- (エ) 国又は県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (オ) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (カ) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (キ) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (ク) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (ケ) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (コ) 炎上火災拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (サ) 避難路の断たれる危険のある地域
- (シ) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (ス) 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

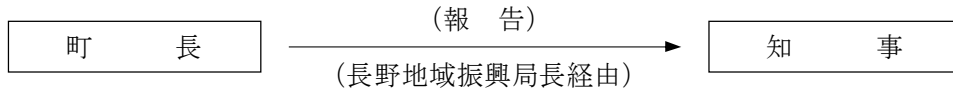
イ 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を発令する。

- (ア) 国又は県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(イ) 前記のアに掲げる地域

ウ 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」第4の1参照）

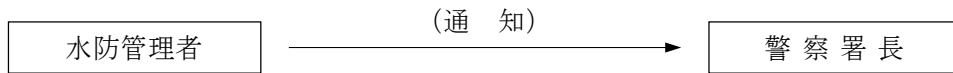
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(2) 水防管理者の行う措置

ア 指示

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退き避難を指示する。

イ 通知（水防法第29条）



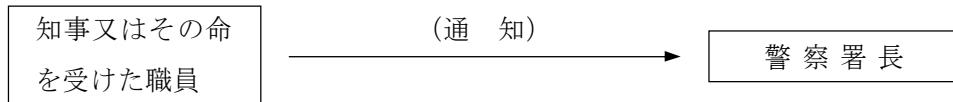
(3) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

ア 洪水に伴う指示

水防管理者の指示に同じ。

イ 地すべりに伴う指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退き避難を指示する。



(4) 警察官の行う措置

ア 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、千曲警察署に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(ア) 住民の生命、身体の安全を優先とした避難・誘導に努めること。

(イ) 町災害対策本部等と緊密な連絡体制を保持すること。

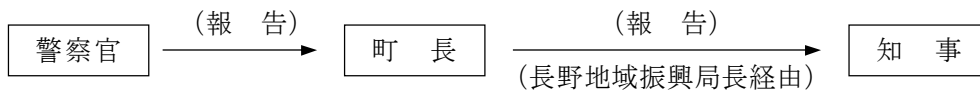
(ウ) 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退き避難を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

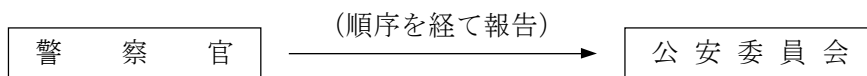
- (エ) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- (オ) 避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (カ) 被災地域、災害危険場所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (キ) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (ク) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、町等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (ケ) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

イ 報告、通知

- (ア) 上記ア(ウ)による場合（災害対策基本法第61条）



- (イ) 上記ア(エ)による場合（警察官職務執行法第4条）

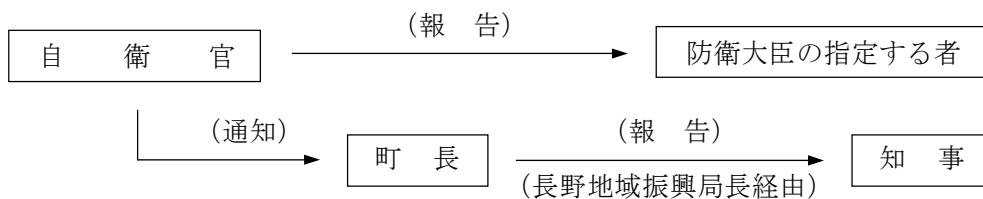


(5) 自衛官

ア 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り「(4)ア警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

イ 報告（自衛隊法第94条）



5 避難指示又は緊急安全確保の時期

上記4(1)ア(ア)～(ケ)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示又は緊急安全確保を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容

高齢者避難の伝達、避難指示、緊急安全確保を行うに際して、次の事項を明確にする。

(1) 発令者

- (2) 発令日時
- (3) 避難情報の種類
- (4) 対象地域及び対象者
- (5) 緊急避難場所
- (6) 避難の時期・時間
- (7) 避難すべき理由
- (8) 住民のとるべき行動や注意事項
- (9) 避難の経路又は通行できない経路
- (10) 危険の度合い

7 住民への周知

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した個別避難計画等により、確実に伝達する。

- (2) 町長以外の指示者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (3) 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (4) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、町長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (5) 町及び県は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線の放送機能及び町ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア等への情報連携、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (6) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、町ホームページ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

8 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町及び県は、災害発生後直ちに個別避難計画等に基づき、民生・児童委員、自治区、消防、

警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

9 町有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (1) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、速やかに内容を庁内放送による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

第2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

1 実施者

- (1) 町長、町職員（災害対策基本法第63条）
- (2) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (3) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (4) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合又は依頼された場合）
- (5) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

2 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (1) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (2) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(3) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

3 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

4 上記1(5)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

第3 避難誘導活動

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

1 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

2 誘導の方法

(1) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

(2) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(3) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(4) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(5) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(6) 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、町が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

(7) 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿等を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

(8) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、町は長野地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

(9) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

(10) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

3 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、必要に応じ、立退き避難に当たつての携帯品を最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

4 住民が実施する対策

(1) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火

防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(2) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(1)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

第4 指定避難所の開設・運営

町は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所（以下この項において「避難所」という。）を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。特に、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講ずる。

1 避難収容の対象者

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保による避難者
- (2) 災害により住家に被害を受け、居住の場所を失った者

2 実施責任者

民生部福祉班長及び区長あるいは自主防災組織の長は、本部長の指示に基づき避難所を開設し、避難者の収容及び保護を行う。

3 避難所の開設

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

(1) 避難所の選定

避難所には、災害及び地域の状況により、安全な施設を選定する。

(2) 施設管理者に対する連絡

避難所を開設しようとするときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡する。ただし、事態が急迫し連絡のいとまがない場合は、直ちに避難所を開設した後、その施設の管理者に連絡する。

(3) 避難所管理責任者の派遣

避難所を開設したときは、運営、建物の維持管理のため管理責任者を派遣する。

(4) 避難所の公示

避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、収容すべき者を誘導し保護する。

(5) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

(6) 指定緊急避難場所や避難所に避難した者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

(7) 必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるととも

に、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

4 避難所の管理運営

避難所の管理責任者は、施設管理者、自治区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、管理運営に当たる。

(1) 避難者の把握

管理責任者は、避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握する。管理責任者は、給水等の必要数量を民生部に報告する。

(2) 避難所の運営

ア 管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について、自治区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

イ 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

ウ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した管理運営に努める。

エ 町は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力やDVの発生を防止するための必要な措置を講ずるなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察等の関係機関と連携し、被害者の相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(3) プライバシー保護

管理責任者は、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

避難所への収容及び管理運営に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努める。

(ア) ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の注意を払い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

オ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

5 避難住民の心得

住民は、管理責任者の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

6 福祉避難所の設置

(1) 福祉避難所の収容対象者

避難生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等で、健康管理上、福祉避難所での対応が必要と判断された者

(2) 設置の方法

事前に指定している施設等に設置するが、これらの施設等だけでは不足する場合、公的な宿泊施設又は旅館等を利用して設置する。

(3) 設置のための費用

福祉避難所設置のための費用は、次の7にかかわらず、概ね次に掲げることを行うために必要な町内における通常の実費である。

ア 概ね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等を配置するための費用

イ 高齢者、障がい者等に配慮した簡易便所等の器物の費用

ウ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材の費用

7 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 会計年度任用職員雇上費

イ 消耗機材費

ウ 建物等の使用謝金

エ 器物の借上費又は購入費

オ 光熱費

カ 仮設便所等の設置費

(2) 負担方法

避難所の設置を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は町が負担する。

8 整備書類

民生部福祉班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

(1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助様式4）

(2) 避難場所及び収容避難所の開設状況等の報告（災害救助様式5）

(3) 避難者カード（町様式8-1）

(4) 避難者カード集計表（町様式8-2）

(5) 避難者数集計表（町様式9）

(6) 支払関係証拠書類

第5 広域的な避難を要する場合の活動

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、町、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

- 1 町は、被害が甚大で町域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- 2 町及び県は、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- 3 この場合、町は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- 4 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- 5 町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

第6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう町及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。

1 災害救助法が適用された場合

町は、県が実施する仮設住宅の建設に協力するものとし、次の措置を実施する。

- (1) 県に対し、町公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、町長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
- (2) 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。
- (3) 町長は、知事の委任を受け、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 災害救助法が適用されない場合

町は、必要に応じて仮設住宅を建設するものとし、次の要領、基準に基づき、必要な措置を実施する。なお、町営住宅等の空き室を把握し、応急住宅としての一時使用や、必要に応じ、賃貸住宅等の借上げも検討する。

(1) 活動体制

建設部は、建設団体、プレハブ供給メーカー等の協力を得て、仮設住宅を建設する。

(2) 対象者

災害により全焼、全壊、流出及び埋没し、自らの資力で住宅の確保ができない者

(3) 建設の方法

ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

イ 建設用地を確保する。ただし、私有地については、1の(1)のただし書きに留意する。

- ウ 応急仮設住宅の設計を行う。
- エ 建設業者との請負契約を行う。
- オ 工事監理、竣工検査を行う。
- カ 入居者の決定を行う。
- キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

(4) 設置戸数

住宅の全焼、全壊、流出、埋没世帯の3割以内

(5) 設置場所

飲料水等が得やすく衛生上良好な場所を選定し、私有地を利用する場合は、事前に3年程度の土地使用契約を締結する。

(6) 建物の構造及び規模

応急仮設住宅は、概ね一戸当たり29.7平方メートル（9坪）を基準とし、構造は一戸建又はアパート建築のいずれかで、一戸当たり平均価格は県の基準以内とする。

(7) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、建設部が厳正な入居選定を行い、貸与期間は2年以内として入居契約書を徴して入居させ、後日立退き等について問題の生じないよう配慮する。

(8) 整備書類

建設部管理班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助様式4）
- イ 応急仮設住宅入居者台帳（災害救助様式6）
- ウ 建築のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）
- エ 支払関係証拠書類

- 3 町は、応急仮設住宅の管理運営に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

第7 被災者等への的確な情報伝達

町は、被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

- 1 町は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- 2 町自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生委員、社会福祉協議会、自治区、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。
- 3 町及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット

ト、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- 4 町及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシ等紙媒体の掲示、配布等や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第13節 孤立地域対策活動

実施担当部：総務部
民生部
産業部
建設部
消防部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が存在する当町の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては町から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第1 孤立実態の把握対策

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平常時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

- 1 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。
- 2 孤立予想地域に対し、電話及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

第2 救助・救出対策

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

- 1 本部長は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- 2 本部長は、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。
- 3 民生部は、負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- 4 民生部は、孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

第3 通信手段の確保

電話が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をすることに大きな支障をきたす。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

- 1 本部長は、職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。
- 2 住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及び防災行政無線、アマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

第4 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

- 1 総務部等は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、本部長を通じて、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。
- 2 住民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。また、住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。

第5 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確認するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

- 1 建設部、産業部は、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。
- 2 道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第14節 食料品等の調達供給活動

実施担当部：総務部

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日赤奉仕団、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

主な活動

- 1 町は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

第1 食料品等の調達

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料により対応する。また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

1 活動体制

総務部は、民生部等の協力を得て、給食の必要数量を把握し、食料の調達配給を実施する。

2 備蓄食料の供給

総務部は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず町の備蓄食料の供給を行う。

3 県及び近隣市町村への要請

総務部は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、本部長を通じて、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室及び近隣市町村に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与のもと、明示して要請を行う。

4 関東農政局への要請

災害の程度が甚だしく、応急用米穀の供給に関する知事の指示が受けられない等の事情により町長が必要と認めた場合には、町長から関東農政局又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者（関東農政局に対し連絡がとれず緊急引渡しの要請ができない場合に限り。）に対して、災害救助法発動期間中の応急用米穀について緊急引渡しを要請する。

第2 食料品等の供給

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

1 活動体制

- (1) 総務部は、各避難所の管理責任者を通じて、避難者に食料を供給する。
- (2) 各避難所では、自治区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者に配布する。
- (3) 炊き出しは、ライフラインに支障がない場合、教育部及び民生部と連携して食育・学校給食センター、保育園給食調理室等を活用し供給する。

2 食料の供給基準

(1) 食料供給の対象

食料供給を行う場合は、次の場合に限る。

- ア 被災者に対し炊き出しによる給食又は食料供給を行う必要がある場合
- イ 被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して、食料供給を行う必要がある場合

3 応急用米穀の供給基準

供給の対象	精米必要量
①被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米200g
②被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米300g

4 炊き出しによる食料供給

(1) 該当範囲

食料供給の対象は次のとおりとする。ただし、エ、オは、災害救助法の対象ではない。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- ウ 社会福祉施設の入所者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）
- エ 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者
- オ その他特に町長が食料供給を必要と認めた者

(2) 炊き出しの活動体制

総務部の指示により、教育部及び民生部が日赤奉仕団、自治区等地域住民の協力を得て、炊き出しを実施する。

(3) 炊き出し施設

- (ア) 食育・学校給食センター
- (イ) 保育園給食調理室

5 住民が実施する対策

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

6 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 主食費

- (ア) 米穀販売業者及び農政事務所等から購入した米穀
- (イ) 産業給食提供業者から購入した弁当等
- (ウ) 一般の食料品店等から購入したパン、うどん、インスタント食品等

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限がない。

ウ 燃料費

品目、数量等については制限がない。

エ 雑費

器物の使用謝金又は借上費のほか、握飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費

(2) 負担方法

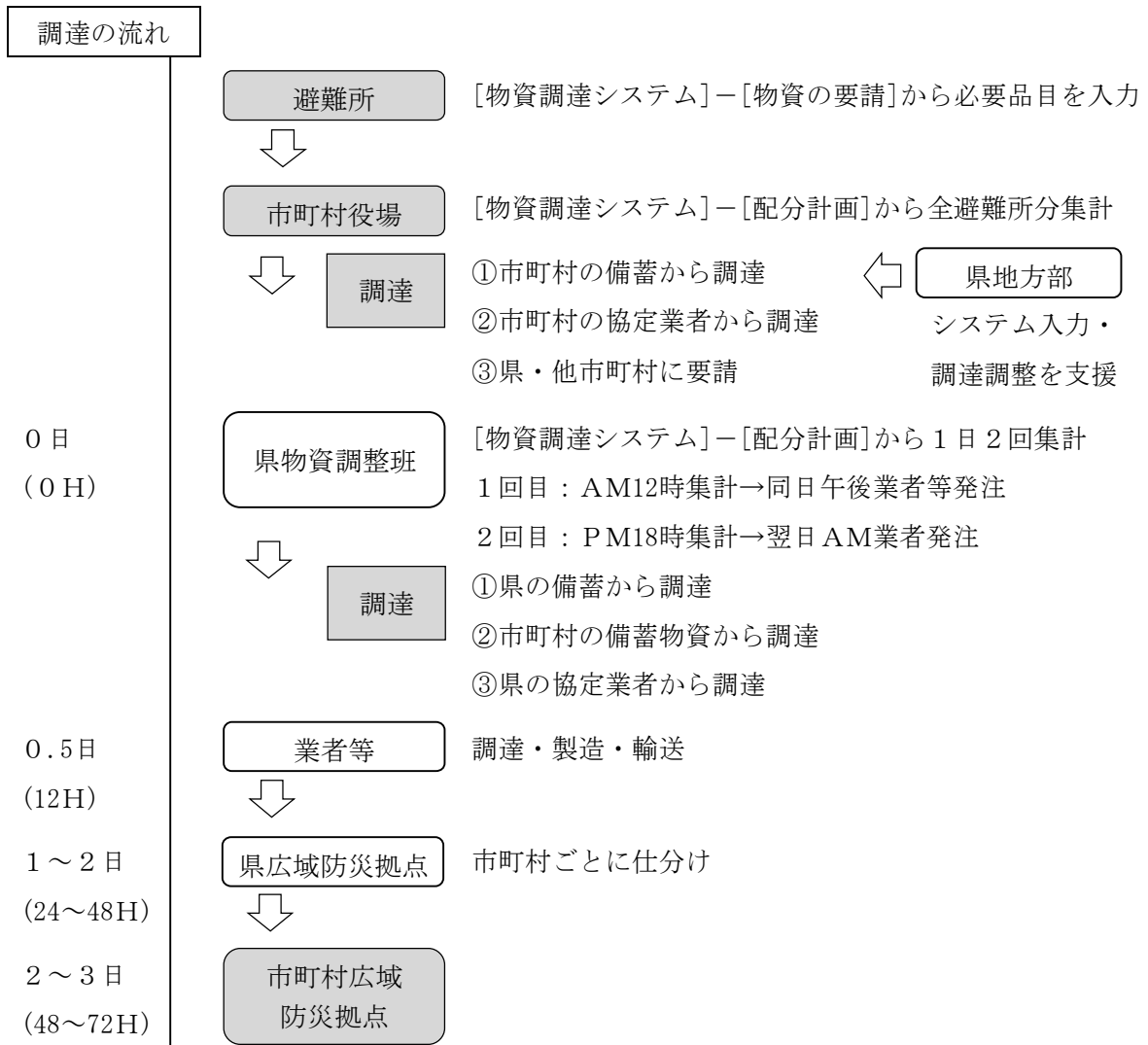
炊き出しその他による食品の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は町が負担する。

7 整備書類

総務部は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- 1 救助の種目別物資受払状況（災害救助様式4）
- 2 炊き出し給与状況（災害救助様式7）
- 3 支払証拠書類

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



第15節 飲料水の調達供給活動

実施担当部：建設部

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、町で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、診療所等を中心に、町において県企業局への給水車の派遣要請や給水タンク等により行い、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第1 活動体制

飲料水の調達・供給は、建設部給水班長を、実施責任者として行う。

第2 飲料水の調達

飲料水は水道水又は上水道水源から確保する。

道路等の状況により浄水が搬水できない場合は、プールの浄水機の活用又は貯水槽及び井戸水等を「ろ水」し、又は煮沸し、あるいは化学処理を加え、並びにボトルウォーターにより飲料水を確保する。

- 1 上水道施設の被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うほか、県企業局への給水車の派遣要請を行う。
- 2 停電等により地下水源から揚水できない場合は、自家発電装置を借り上げ揚水し、飲料水の確保を行う。また、浄水機により各水系の上流部で応急取水した表流水、プール等の貯留水を浄水し、飲料水として利用する。
- 3 町のみで対応が困難な場合は、相互応援協定による近隣市町村からの応急給水により調達する。
- 4 民間企業からの飲料水の提供
- 5 住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

第3 飲料水の供給

町は、町地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、診療所等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

1 町が実施する対策

- (1) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- (2) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- (3) 給水用具の確保を行う。
- (4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、県企業局への給水車の派遣要請や給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給する。
- (5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- (6) 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
- (7) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

2 飲料水の供給対象者

災害のために現に飲料水を得ることができない者

3 給水の基準

災害発生後は、1人1日3リットルを目標とした給水を行い、順次1人1日20リットルを目標に増量する。

給 水 目 標

災害発生からの期間	目 標 水 量	水 量 の 根 拠
災害発生から3日	3リットル／人・日	生命維持に最小必要な水量
災害発生から10日	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

4 給水の順位

避難所、食育・学校給食センター、医療機関等を優先して給水する。災害の状況によっては、一般住民に対しても給水拠点を定めて給水する。

5 給水の方法

水道施設が被災し、断水している場合には、給水タンクにより、避難所、給水拠点等で給水する。なお、水道事業者に派遣要請した場合の給水場所は、水道事業者と協議して定める。

6 応援要請

被災の状況により、町のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

7 整備書類

建設部給水班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 飲料水の供給状況（災害救助様式8）

- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第16節 生活必需品の調達供給活動

実施担当部：総務部

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には町が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、町からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

主な活動

- 1 町においては、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、町では調達できないものについて、県への協力を要請する。
- 2 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

第1 生活必需品の調達

1 活動体制

総務部は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努める。

2 生活必需品の調達

(1) 必要数量の把握・調達

総務部は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について把握し、備蓄物資、町内の業者からの購入等により必要な物資を効率的に調達・確保する。

(2) 総務部は、町内において生活必需品の調達が困難な場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、近隣市町村へ要請し、調達を行う。

(3) 県への要請

総務部は、町による対応で不足する分について、本部長を通じて、県に要請し、調達する。

(4) 優先的に調達する必需品

寒冷期における毛布、長期の避難生活における下着、紙おむつ、生理用品等、不足することにより被災者の心身に大きな負担となる生活必需品については、最優先に調達、確保を行う。

第2 生活必需品の供給

町は、生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮する。

1 供給・分配の対象者

(1) 災害により住家に被害を受けた者等であること。

住家の被害程度は、全焼、全壊、半焼、半壊、流失、埋没及び床上浸水であって、床下浸水又は非住家の被害を受けただけの者は対象としない。

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者であること。

(3) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 供給・分配の方法

総務部が、区長、民生児童委員、日赤奉仕団等の協力を得て、物資の供給・分配を実施する。

3 衣料、生活必需品の内容

以下の4種類を目安とするが、個々の品目については、各人の状況に応じ現に必要とするものを支給する。

(1) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

(3) 炊事道具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

4 整備書類

総務部は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

(1) 救助実施記録日計表

(2) 物資受払簿

(3) 物資の給与状況

(4) 支払証拠書類

第17節 保健衛生、感染症予防活動

実施担当部：民生部

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。

第1 活動体制

民生部は、保健衛生活動及び感染症予防対策を実施する。

第2 保健衛生活動

- 1 町が実施する対策
 - (1) 被災者の避難状況を把握し、長野保健福祉事務所に置かれる地方部衛生班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。
 - (2) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
 - (3) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
 - (4) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。
- 2 関係機関が実施する対策
 - (1) 千曲医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
 - (2) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
 - (3) 関係機関は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
 - (4) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。
- 3 住民が実施する対策
 - (1) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
 - (2) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

第3 感染症予防対策

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県（長野保健所）及び関係機関と連携し、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 防疫班及び検病調査班の編成

民生部は、被災地の消毒等、防疫活動の実施に当たり、長野保健所の協力を得て、防疫班及び検病調査班を編成する。

(1) 防疫班

班長（衛生技術者）1名、班員数名をもって1班とし、被害区域及び状況に応じて増班する。

(2) 検病調査班

医師1名、保健師又は看護師1名、事務員1名をもって構成する。

2 防疫活動資機（器）材及び薬剤の調達

防疫活動に使用する資機（器）材及び薬剤は、町の備蓄品を使用する。

資機（器）材が不足する場合は、住民、販売業者等から必要数を借り上げ、又は購入する。

薬剤が不足する場合は、町内の薬局から購入する。

3 消毒の実施

被災地域において、感染症の発生するおそれがある場合には、保健所等と協議し、迅速に消毒活動を実施する。

(1) 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒

(2) 避難所の便所その他不潔場所の消毒

(3) 感染症患者家屋の消毒

(4) 井戸の消毒

(5) 災害の状況によりねずみ、害虫の駆除

4 臨時予防接種

検病調査班は、災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、県（知事）の指示、命令に応じて、まん延防止のため、臨時予防接種を実施する。

5 感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動

検病調査班は、感染症患者の症状を周知し、感染症患者又は保菌者の発見の一助とする

もに、事後の措置、感染症予防のための衛生教育を実施する。

6 県への報告

- (1) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、管轄保健所を経由して県へ報告する。
- (2) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、管轄保健所を経由して県に提出する。
- (3) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出する。

7 住民が実施する対策

住民は、町の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、町の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

8 整備書類

民生部保健班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 感染症予防活動等実施状況報告書（町様式18）
- (2) 支払関係証拠書類

第18節 遺体の捜索及び対策等の活動

実施担当部：（捜索活動） 消防部
（遺体対策・埋葬） 民生部

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、町が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第1 活動体制

消防部及び民生部は、行方不明者の捜索及び遺体の処置等を実施する。

第2 遺体の捜索及び対応

1 対象者

捜索の対象者は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

2 捜索の方法

- (1) 消防部消防班長は、千曲警察署及び消防団の協力を得て、人員、機械器具を確保し捜索班を編成して捜索を実施する。
- (2) 災害の状況によっては、自衛隊、地元住民等の協力を得る。
- (3) 遺体を発見した場合は、直ちに千曲警察署に連絡する。

3 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 借上費

捜索に必要な機械、器具の借上費（直接捜索に使用したものに限る。）

イ 修繕費

捜索のために使用した機械、器具の修理費

ウ 燃料費

機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代等燃料代及び捜索作業を行う場合の照明用の燃料代等

エ その他

遺体捜索のための作業員賃金及び輸送費は、経理上捜索費から分離し「輸送費」「作業員

賃金」に一括計上すること。

(2) 負担方法

遺体の捜索を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費を県が負担し、その他の場合は町が負担する。

4 整備書類

消防部消防班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助様式4）
- (2) 被災者救出状況記録簿（災害救助様式13）
- (3) 支払関係証拠書類

第3 遺体の収容処理方法

1 遺体収容処理班の編成

民生部福祉班長は、医療関係者を含む収容処理班を編成し、遺体の収容処理に当たることとし、必要に応じ医師、警察及び地域住民の協力を求めて行う。

2 収容の方法

(1) 一時収容

遺体の身元確認等のための一時収容は、町内の寺院、神社、学校等の建物に収容するものとし、やむを得ない場合は、テント等を手配し、収容する。

(2) 変死体の収容

変死体については、直ちに、千曲警察署に連絡し、検視後に収容を行う。

(3) 棺の確保

ア 民生部福祉班長は、葬祭業者の協力を得て棺の調達を行う。

イ 棺の調達については急を要するので、速やかに必要数を把握し調達に努める。また、必要数の確保ができない場合は、県に要請を行う。

3 遺体の処理方法

遺体の処理は、千曲警察署と連携をとり実施するものとし、必要に応じて葬祭業者の雇用又は地元住民の協力を得て行う。

(1) 処理内容

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の納棺及び一時保存
- ウ 監察医による検案

(2) 処理方法

ア 千曲警察署から遺体の引渡しのお知らせを受けたときは、直ちに職員を派遣し、遺体の引渡しを受ける。

イ 引渡しを受けた遺体は、直ちに遺体安置所に運搬し、救護班による洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、必要に応じて監察医による検案を行う。

ウ 遺品等のある場合は、整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台

帳に記録し、遺体の写真とともに遺体安置所に掲示する。

エ 身元が判明し、引取人があるときは、これを引き渡す。

オ 引取人がない者については、一定期間経過したのち（本部長の判断による）、火葬許可証を発行のうえ火葬処理する。

カ 外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

4 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 遺体の一時収容のための費用（輸送費及び作業員賃金を含む。）

イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

ウ 救護班によらない場合の検案料

(2) 費用の限度

ア 遺体の一時収容

(ア) 遺体の一時収容に民間等の既存建物を利用する場合

借上げに要する通常の実費

(イ) 遺体の一時収容所を野外に仮設する場合

一体当たり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める額以内とする。

イ 遺体の処理

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

1体当たり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める額以内とする。

(イ) 救護班によらない場合の検案料

当該地域の慣行料金の額以内

(3) 負担方法

遺体の処理を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は町が負担する。

5 整備書類

民生部福祉班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

(1) 遺体処理台帳（災害救助様式18）

(2) 支払関係証拠書類

第4 遺体の埋葬

1 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱しており、資力の有無にかかわらず、埋葬又は火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に応急的な措置として埋葬又は火葬を行う。

2 遺体の埋葬方法

遺体の埋葬は、埋葬台帳に記入し、原則として火葬に付すものとする。

3 火葬場所

火葬の場所は、坂城町の葛尾組合とするが、必要に応じ、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、近隣の火葬場に協力を求める。

4 埋葬場所

身元不明の遺体は、火葬後無縁墓地に仮埋葬し、判明した時点で引き渡す。

5 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 埋火葬の際使用する棺、骨つぼ等（応急仮葬であり、一般の葬祭とは異なるので、供花、供物等は認められない。）

イ 火葬料・埋葬料及びこれに伴う輸送費及び作業員賃金

(2) 負担方法

遺体の埋葬を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は町が負担する。

6 整備書類

民生部福祉班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

(1) 埋葬台帳（災害救助様式17）

(2) 支払関係証拠書類

第19節 廃棄物の処理活動

実施担当部：民生部

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

ごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第1 ごみ、し尿処理対策

町は、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。迅速かつ適正な処理活動を実施するため、活動マニュアルを作成しておく。

1 実施責任者

民生部消防・環境班長は、各清掃施設の管理者、自治区の環境衛生部長等の協力を得て、適正な廃棄物の収集・処理を行う。

2 清掃班の編成

民生部は、通常行っている委託業者の協力を得て、ごみ処理班及びし尿処理班を編成し、被災地区を重点的に収集するよう協力を要請する。

- (1) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置をとり廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (2) 現有する車両数及び想定されるごみの排出量から必要となる車両数を算出し、相互応援協定により、収集車両を確保する。
- (3) し尿汲み取り用のバキュームカーを確保する。

3 ごみの排出量の推定

災害時に排出されるごみとして、次のものが想定されるため、被害状況から排出量を推定する。

- (1) 平常時に排出されるごみ
- (2) 避難所での生活に伴って排出される容器類
- (3) 倒壊を免れた建築物から排出される破損食器、家具等

4 収集と処理

生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

(1) ごみの収集と処理

ア 残廃物の収集

食物の残廃物を優先的に収集する。

イ ごみの処理

- (ア) ごみの処理は焼却場のほか必要に応じて埋め立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で行う。
- (イ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (ウ) 収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。

廃棄物処理施設

処 理 場 名	所 在 地	管 理 者	処 理 能 力
ちくま環境エネルギーセンター	千曲市大字屋代3088番地	長野広域連合長	焼却炉 100 t/日 灰溶融炉 10 t/日
葛尾組合 不燃物処理場	千曲市上山田町大字上山田 3813番地100	葛 尾 組 合 長	15 t / 日

(2) し尿の処理方法

- ア 収集したし尿は、原則として、千曲衛生施設組合で処分する。
- イ 千曲衛生施設組合で処分できない場合は、相互応援協定に基づき、近隣のし尿処理施設、下水道施設あるいは、集落排水施設の利用について、当該市町村長に対し、協力を要請する。

5 仮設トイレの設置

- (1) 民生部は、下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。
- (2) 民生部は、関係業者から仮設トイレを調達する。

6 費用関連事務

被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに長野地域振興局へ報告する。

7 住民の対応

住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等町が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。

第2 廃棄物処理の広域応援

1 県又は関係機関への応援要請

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、町のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

2 隣接市町村への応援要請

町は、収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

実施担当部：産業部

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第1 社会秩序の維持

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

- 1 県が実施する対策（警察本部）
 - (1) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
 - (2) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
 - (3) 災害に便乗した産業廃棄物の不法処理事犯の取締り
 - (4) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り
 - (5) 広報啓発活動の推進
 - (6) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施
 - (7) 避難所等への定期的な巡回

第2 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

- 1 実施担当者
産業部は、物価の安定、物資の安定供給に関する対策を実施する。
- 2 町が実施する対策
 - (1) 価格需給動向の調査
買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
 - (2) 関係業界への要請
適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請

する。

(3) 住民への情報提供

情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

(4) 相談窓口の設置

買い占め売り惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

(5) 流通業者との連携

町は管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

3 企業が実施する対策

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

4 住民が実施する対策

住民は集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第21節 危険物施設等応急活動

実施担当部：消防部
産業部
民生部

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

第1 活動体制

消防部、産業部及び民生部は、危険物施設等の応急対策を実施する。

第2 共通事項

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

- 1 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

2 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、もれ、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

3 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

4 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

5 避難誘導の実施

県警察本部は、関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

6 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

7 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

8 危険物施設等管理者が実施する対策

- (1) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置をとる。
- (2) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。
- (3) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第3 危険物施設応急対策

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

1 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

2 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

3 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

(1) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

(2) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(3) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

(4) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

ア 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

イ 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

ウ 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

エ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。

(5) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第4 火薬類等災害応急対策

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類

の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の搜索等が重要になる。

1 県が実施する対策

(1) 産業労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにする。

イ 火薬類が流出した場合には、関係機関の協力を得て搜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対し、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

(2) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

第5 高圧ガス施設応急対策

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

- 1 関係者からの情報収集により、災害規模及び被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。
- 2 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入制限を行う。

第6 液化石油ガス施設応急対策

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県LPガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。

- 1 延焼のおそれがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう住民、関係機関に指導する。
- 2 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入制限を行う。

第7 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・千曲警察署又は消防本部に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために次に掲げる必要な措置をとる。

- 1 周辺住民への広報

周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

2 飲料水汚染の場合の措置

飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

3 毒物劇物の危害除去

消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

第8 放射性物質使用施設応急対策

災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

1 消防本部が実施する対策

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

2 放射性同位元素使用者が実施する対策

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

(1) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。

(2) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を超えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。

(3) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。

(4) 放射線同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。

(5) 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。

(6) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

第9 石綿使用建築物等応急対策

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

1 県が実施する対策

(1) 被災建築物に関する情報を把握し、石綿が使用されている可能性のある建築物等を対象

- に、石綿露出状況調査の実施地域を選定する。
- (2) 被災建築物の石綿露出状況調査に必要となる、石綿含有建材に関する知識を有する技術者の派遣人数及び期間について、水大気環境課と協議する。
 - (3) 調査を担当する県職員が不足する場合には、職員の派遣を環境政策課に要請する。
 - (4) 災害時の応援協定に基づき、協定締結団体に対し調査に要する技術者の派遣を要請する。
 - (5) 派遣可能となった技術者の人数と日数から、調査を実施する建築物等を決定して、被災建築物の石綿露出状況を調査する。
 - (6) 調査の結果、石綿の露出や飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に、該当建築物への立入制限や飛散防止対策等の応急措置を要請する。
 - (7) 所有者等による応急措置が困難な場合は、所有者等からの依頼を得て、市町村との連携により、対象建物周辺の立入制限措置等の応急措置を実施する。
 - (8) 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。
 - (9) 必要に応じてアスベストが飛散しているおそれのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。
 - (10) 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。

第10 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

大規模災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

1 県が実施する対策

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

第22節 ライフライン施設災害応急活動

実施担当部：建設部

住民生活を維持する上で不可欠な電気、ガス、上・下水道、通信及び鉄道のライフライン施設は、災害による被害を受けやすい。これらの施設の安全性確保や被害を受けた場合の応急対策は、各事業体においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。

町としては、各事業体に対し施設の早期復旧のための要請及び協力を行う。

主な活動

- 1 早期復旧のための被害状況等の情報の提供を行う。
- 2 防災上重要な施設からの優先復旧について要請する。

第1 緊急連絡先及び方法

各施設の緊急連絡先及び方法は、次表のとおりとする。

各施設の緊急連絡先及び方法

施設名	第1順位	第2順位	第3順位
	緊急連絡先 電話番号等	緊急連絡先 電話番号等	緊急連絡先 電話番号等
電気施設	中部電力パワーグリッド ㈱上田営業所 電話 0268-23-8200	中部電力パワーグリッド ㈱長野支社 電話 026-232-9060	
ガス施設	長野都市ガス㈱篠ノ井支社 電話 026-292-1189	長野都市ガス㈱長野支社 電話 026-226-8161 県防災行政無線 245-8772	
上水道施設	企業局上田水道管理事務所 電話 0268-22-2110 県防災行政無線 234-8779	事業課水道事業係(県庁) 電話 026-235-7381 県防災行政無線 231-3936 231-3937	
下水道施設	千曲川流域下水道建設事務所 電話 026-224-3652	下水道公社千曲川上流管理事務所 電話 026-283-4170	環境部生活排水課(県庁) 電話 026-235-7299 県防災行政無線 231-3377
電信電話施設	東日本電信電話㈱長野支店 長野災害対策室 電話 026-225-4389	NTT東日本故障受付 電話 局番なしの113	
	㈱ドコモCS長野支店 ネットワーク部エリア品質 電話 026-291-7202	㈱ドコモCS長野支店 ネットワーク部NW設備 電話 026-291-7200	
鉄道施設	東日本旅客鉄道株式会社 長野支社 電話 026-226-7555	しなの鉄道株式会社 電話 0268-21-4700	

第2 広報への協力

各施設管理者等の要請により、施設の被害の状況や復旧状況等を、広報活動をとおしてできる限り協力する。

第3 関係機関の応急活動

1 電気施設応急活動

(1) 応急復旧体制の確立

- ア 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

(2) 迅速な応急復旧活動

- ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。また、大規模停電発生時には、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。
- イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。
- エ 応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力供給計画」「二社融通電力供給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

(3) 二次災害防止

- ア 町は、電力会社からの要請に基づき、防災行政無線により、住民に対する広報活動を行う。
- イ 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。
 - (ア) 停電による社会不安除去に関する事項
 - a 停電の区域
 - b 復旧の見通し
 - (イ) 感電等の事故防止に関する事項
 - a 垂れ下がった電線に触れないこと。
 - b 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。
 - (ウ) 送電再開時の火災予防に関する事項
 - a 電熱器具等の開放確認
 - b ガスの漏洩確認
- ウ 広報に当たっては、広報車、チラシ、回覧板等を利用して積極的に行うとともに、テレ

ビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。

エ 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、町及び県へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

2 都市ガス施設応急活動

(1) 都市ガス施設応急復旧対策

ア 町が実施する対策

(ア) 町道の被害状況の把握

(イ) 掘削工事を伴う場合は、他の占有物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図るとともに、同一場所での2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないための調整の実施

(ウ) 住民への広報活動

イ 都市ガス事業者が実施する対策

(ア) ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

(イ) 二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難等の措置

(ウ) 復旧人員の確保

(エ) 復旧資機材の調達

(オ) 受入側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、また、応援側にあつては、適時、適切な応援体制

(カ) 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

ウ 住民が実施する対策

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

(2) 都市ガス施設応急供給計画

ア 復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給を再開する。

イ 可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

ウ 復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事の実施

3 上水道施設応急活動

(1) 水道事業者等が実施する対策

ア 県企業局が実施する対策

(ア) 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。

(イ) 長野県営水道指定給水装置工事事業者へ「県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱」により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。

(ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配

水を行う。

イ 町が実施する対策

(ア) 被害状況の把握と早期復旧のための協力を行う。

(イ) 住民への広報活動を行う。

(2) 関係機関が実施する対策

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じる。

4 下水道施設応急活動

(1) 情報の収集連絡、被害規模の把握

ア 町は、管理する下水道施設について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。

イ このため、下水道施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策の実施体制

町は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要もある。

ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(3) 応急対策の実施

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、町は、備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

ア 町が実施する対策

(ア) 管渠

a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ 関係機関が実施する対策

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、緊

急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

ウ 住民が実施する対策

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

5 通信施設応急活動

(1) 町防災行政無線通信の応急活動

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。

イ 通信施設が被災した場合には、町職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たる。

ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。

エ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。

オ 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

(2) 電気通信施設の応急活動

ア 通信サービス確保の基本方針

(ア) 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

(イ) 避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等を行う。

イ 東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)等が実施する対策

(ア) 重要通信のそ通確保

a 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。

b 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

c 非常、緊急扱い通話又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講ずるものとする。

ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置することに努めるものとする。

エ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努める。

オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。

カ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

6 鉄道施設応急活動

(1) しなの鉄道㈱が実施する対策

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部を設置して早期復旧に努める。

ア 被害状況の把握

被害の情報の収集と災害箇所の調査を実施する。

イ 旅客公衆等の避難及び誘導

災害時における旅客公衆及び社員の避難についての指示、警報伝達・誘導及び収容の方法並びに緊急輸送は社内の定めによる。

ウ 水防、消防及び救出

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置をとっておく。

エ 災害発生時の動員体制

災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を招集する。また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておく。

オ 施設復旧に必要な機材の把握及び整備

鉄道施設の復旧に必要な、災害予備品の在庫の確認及び関係機関における、応急用建設機材の配備状況及び種別・数量を把握しておく。

第23節 災害広報活動

実施担当部：総務部

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、町長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第1 住民等への的確な情報の伝達

町は、同報系防災行政無線の放送機能及び町ホームページ、メール配信、ソーシャルメディアへの情報連携機能を利用した情報配信（以下この節において「防災行政無線による放送等」という。）を自主的に行うほか、県、放送事業者及び関係機関と相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

1 実施責任者

- (1) 災害広報についての町における活動組織については、通常は広報資料の収集及び広報活動を担当する企画政策課長とする。なお災害対策本部設置時には、第2章第4節「活動体制計画」により広報班長が関係部等との緊密な連絡のもとに担当する。
- (2) 関係機関は、それぞれの分担事務又は業務についての広報活動を実施し、あるいは広報伝達を依頼することにより、必要な事項の周知徹底を図る。

2 広報活動

(1) 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、広報車、防災行政無線による放送等の利用及びチラシ等により実施する。

(2) 災害発生後

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるととも

に、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線による放送等をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、掲示板、コミュニティ放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用して、広報活動を実施する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、町長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

3 広報事項

災害の規模に応じ、次の情報を提供する。なお、広報事項については、事前に本部長の承認を得る。

- (1) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (2) 二次災害の防止に関する情報
- (3) 避難所・経路・方法等に関する情報
- (4) 医療機関等の生活関連情報
- (5) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (6) 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- (7) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (8) 安否情報
- (9) その他必要と認められる情報

4 庁内及び関係機関への連絡

総務部広報班は、災害情報、被害状況の推移等を庁内放送、文書等により、職員に周知させるとともに、各部に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

また、必要に応じて、本部長を通じて、関係機関等に災害情報を提供する。

5 報道機関の放送

(1) 報道機関に対する発表

報道機関に対しては、原則として、副本部長が被害状況及び対策等の情報を随時の記者会見により発表する。また、災害対策本部情報掲示板を設け、広報に努める。

(2) 報道機関に対する放送要請

ア テレビ、ラジオを通じた広報は、県を通じて放送機関に要請する。

イ ラジオを通じた緊急放送は、長野県大規模災害ラジオ放送協議会を通じて行う。

ウ ケーブルテレビを通じた広報は、協定に基づき、上田ケーブルビジョンに対して要請する。

6 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を画像、動画等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録動画、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真等についても、町民の了承を得て活用する。

7 障がい者、外国籍住民に対する広報

(1) 障がい者に対する広報

聴覚障がい者に対する広報は、同報系防災行政無線の文字放送のほか民生部の協力を得て、ファックス、チラシの直接配布等により実施する。

(2) 外国籍住民に対する広報

外国籍住民に対する広報は、町ホームページ、ソーシャルメディアの翻訳機能を利用した広報のほか、語学ボランティアの協力を関係機関に要請し、広報文を翻訳し、チラシの作成・配布、町ホームページへの掲載、拡声器での街頭広報等により実施する。また、Ｌアラート等の情報を翻訳して受信するスマートフォンアプリケーション等の利用勧奨を推進する。

第2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

1 活動体制

総務部は、相談窓口の開設等、広聴活動を実施する。

2 相談窓口の開設等

町は、県及び関係機関と相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、町の実情に即した相談窓口を設置する。

第24節 土砂災害等応急活動

実施担当部：建設部

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第1 大規模土砂災害対策

大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

1 町が実施する対策

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。
- (2) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (3) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

2 住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

第2 地すべり等応急対策

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

1 町が実施する対策

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。
- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (4) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

2 住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

第3 土石流対策

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

1 町が実施する対策

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。
- (2) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (3) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

2 住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

第4 崖崩れ応急対策

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

1 町が実施する対策

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。
- (2) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (4) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

2 住民が実施する対策

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

第25節 建築物災害応急活動

実施担当部：（公共施設） 施設管理者
 （一般建築物） 建設部
 （文化財） 教育部

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置をとる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置をとる。

第1 建築物

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

1 町が実施する措置

（1）活動体制

建設部は、住宅の被害状況の調査、危険度の判定及び応急修理を実施する。

（2）被害状況の調査及び危険度判定等

ア 町が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。

イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 県は、町から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。

エ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

（3）住宅の応急修理

建設部は、災害により住家に被害を受け、生活の維持が困難な者に対し、次の基準に基づき応急修理を実施する。

ア 対象者

（ア）災害のため住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

(イ) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

イ 経費の負担

(ア) 費用の範囲

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分に限られる。

(イ) 負担方法

住宅の応急修理を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は状況に応じて町が負担する。

ウ 整備書類

建設部は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

(ア) 救助実施記録日計表

(イ) 住宅の応急修理記録簿

(ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

(エ) 住宅の応急修理関係支払証拠書類

2 建築物の所有者等が実施する対策

(1) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

(2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入の規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとる。

第2 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

1 町が実施する対策

教育部は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

2 所有者が実施する対策

(1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

(2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。

(3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。

第26節 道路及び橋梁応急活動

実施担当部：建設部

産業部

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。また、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。なお、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第1 活動体制

建設部は、町道の被害状況を把握し、必要な措置を実施する。

産業部は、農道、林道の被害状況を把握し、必要な措置を実施する。

第2 道路及び橋梁応急対策

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

1 町が実施する対策

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

第3 関係団体との協力

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関等と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

1 町が実施する対策

町は、町のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第27節 河川施設等応急活動

実施担当部：（河川施設）建設部
産業部

災害による被害を軽減するため、町の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門等の適切な操作
- 4 市町における相互の協力及び応援体制

主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

河川施設等応急対策

- 1 情報の収集

県及び関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、住民からの情報提供など積極的な情報収集を行う。
- 2 避難誘導

被害状況等を住民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民に避難指示等の応急活動を実施する。
- 3 被害拡大の防止措置
 - (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
 - (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- 4 復旧計画の策定

県及び関係機関との連携、協力のもと、災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川等の機能を回復させる。
- 5 関係団体との連携

河川施設等の応急対策の実施にあたっては、河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制をとり実施する。
- 6 住民の活動

住民は、被害の拡大を防止するため、状況に応じて水防活動に協力する。

第28節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

実施担当部：建設部

産業部

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第1 構造物に係る二次災害防止対策

道路・橋梁等の構造物については、第26節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに町内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。

第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

- 1 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

- 2 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

- 3 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

- 4 毒物劇物関係施設における二次災害を防止するため、周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

- 5 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

第3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

- 1 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- 2 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

- 3 風水害による被害箇所早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

第4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

第5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置をとる。

- 1 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- 2 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第29節 ため池災害応急活動

実施担当部：産業部

ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

ため池応急対策

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急措置を実施する。

1 情報の収集、伝達

- (1) 自治区や受益水利団体等と協力して監視を強化し、積極的な情報収集を行う。
- (2) 管理団体等において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。
- (3) 町が被害を把握した場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

2 避難誘導

被害状況を住民に伝達するとともに、必要に応じて、危険地域の住民へ避難指示等を実施し、安全な場所へ避難させる。

3 被害拡大の防止措置

- (1) 埴科用水、六ヶ郷用水組合、欠口用水組合等の水門管理者に対して、緊急放流等の適切な操作を指示する。
- (2) 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

4 管理団体等の活動

町が実施する応急対策について協力する。

第30節 農林水産物災害応急活動

実施担当部：産業部

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第1 農水産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業団体等の協力を得て実施するとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

1 被害情報の収集、報告

町は、長野農業農村支援センター、ながの農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を長野農業農村支援センターに報告する。

2 災害技術対策

町は農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

3 住民の実施する対策

(1) 住民は町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

(2) 住民は被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

4 畜産対策

災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、被害状況を長野地域振興局に報告するとともに、被害の拡大を防除するため、長野農業農村支援センター、ながの農協等関係機関と連携して、次の措置を実施する。

(1) 家畜の避難

家畜の避難は、家畜飼育者等において実施する。町は、家畜を避難させる必要を認める場合には、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指示する。

(2) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となった場合には、町は、県、飼料販売業者等に対し、必要数量の確保、供給について要請を行う。

(3) 家畜の疫病予防、衛生管理

県の指示に従い、次の措置の実施に協力する。

ア 畜舎の消毒等の実施

イ 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施

ウ 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣の処理

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、原則として所有者が行うが、所有者が対応できない場合は、第19節「廃棄物の処理活動」により実施する。

第2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

1 被害情報の収集、報告

町は、森林組合等の協力を得て、被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

2 関係機関の実施する活動

(1) 林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図り、その防止に努める。

(2) 町と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

3 住民の実施する対策

住民は町等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第3 関係団体との協力

県の関係機関及びながの農業協同組合、長野森林組合等の関係団体と協力、連携して、円滑な応急対策を実施する。

第31節 文教活動

実施担当部：教育部

保育園、幼稚園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置をとる。

また、町は、保育園、幼稚園に対して町立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与

第1 活動体制

教育部は、学校長等の協力を得て、児童生徒の避難誘導、応急教育の実施、学用品の供与等の文教活動を実施する。また、学校における措置に準じて保育園における応急対策を実施する。

第2 児童生徒等に対する避難誘導

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

1 臨時休校等

(1) 実施責任者

教育部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休校、児童、生徒の早退等の措置を学校長に指示する。

(2) 学校長の措置

ア 臨時休校の指示を受けた場合

学校長は臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童、生徒、保護者、学校関係者に周知する。

イ 早退等の指示を受けた場合

(ア) 学校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により児童、生徒、保護者、学校関係者に周知するとともに、児童、生徒を保護者に直接引き渡すか、教職員が引率して各地まで集団下校する等の措置をとる。

(イ) 災害の状況等により、児童、生徒を安全に帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

ウ 学校長の判断による場合

学校長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。この場合学校長は、速やかに教育部に報告する。

2 避難誘導

(1) 実施責任者

教育部は、児童、生徒が在籍しているとき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で児童、生徒に被災の危険が切迫していると認めるときは、学校長に対し、児童、生徒の避難を指示する。

また、災害の状況によっては学校長に対し、避難先の指示を行う。

(2) 学校長の措置

ア 避難の指示を受けた場合

学校長は教職員の誘導によって、児童、生徒を校庭等安全な場所に避難させる。

イ 避難先の指示を受けた場合

学校長は地域住民等の協力を求め、教職員とともに避難誘導に当たり、児童、生徒を安全に避難させる。

ウ 学校長の判断による場合

学校長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童、生徒を安全な場所に避難させる。この場合、速やかに教育部に報告する。

エ 避難終了後の措置

学校長は避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、児童、生徒を保護者に引き渡す。

第3 応急教育計画

1 被害状況の調査

教育部は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。

2 施設の応急対策

(1) 校舎

ア 軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い、教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の処置を講じて授業を行う。

イ 被害が甚大で応急修理が不可能の場合は、応急修理が終わるまで公共施設等を利用するなどして、教育施設の確保を図る。

(2) 校庭

校庭の被害については、使用に危険がない程度の応急修理を行い、校舎等の復旧工事の完了を待って整備する。

(3) 備品等

災害により流失、破損等使用不能の机、椅子等の補充については、授業に支障のないよう

に確保する。

3 応急教育の実施

教育部は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握した上で関係機関と協議し、応急教育の実施を学校長に指示する。

なお、応急教育の実施に当たり、児童、生徒の安全を確保するために必要な教育施設の応急復旧工事を実施する。

(1) 校舎の被害が軽微な場合

応急復旧措置を行い、授業を行う。

(2) 校舎の被害が甚大な場合

児童、生徒の安全を確保するために必要な応急復旧措置を行い、残存の安全な教室の使用等により授業を行う。また、状況により学級合併授業又は二部授業を行うことができる。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能な場合

近隣の公民館、公会場、その他民間施設を借り上げて授業を行う。ただし、状況により学級合併授業又は二部授業を行う。

4 応急仮設教室の建設

教育部は、学校施設の被害の状況により学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室の建設を実施する。

5 教職員の確保

教育部学校教育班長は、教職員が不足すると判断するときは、学校長と協議のうえ教職員組織の編成替え及び民間の教育免許状所有者を臨時雇用により補充する。

6 教職員住宅の処置

教育部学校教育班長は、教職員住宅の被害状況を調査し必要な応急処置を行う。

7 児童生徒等の健康管理

(1) 保健衛生

必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。

(2) 健康診断等

授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

第4 学用品の供与

1 対象者

学用品の供与対象者は災害のため、住家の全壊、全焼、半壊、半焼、流失又は床上浸水を被り、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある児童、生徒とする。

2 実施責任者

教育部は、学校長の協力を得て、小・中学校別及び学年別に配分計画を作成し、学用品の供

与を実施する。

3 調達方法

教育部は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。町における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

4 供与の範囲

供与の範囲は次のとおりとする。なお、文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目で特に必要のあるものについて変更して差し支えない。

ア 教科書

イ 教材

ウ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

エ 通学用品（運動ぐつ、カバン、こうもり傘、長靴等）

5 整備書類

教育部は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

(1) 学用品の供与状況（災害救助様式16）

(2) 支払関係証拠書類

第5 学校給食

教育部は、災害発生後の学校給食の確保について、次の措置を実施する。

1 災害発生直後においては、食育・学校給食センターの被害状況を把握する。

2 軽微な被害のときは、可能な限り業務を再開する。

3 食育・学校給食センターが学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、必要な措置を講ずる。

4 給食業務ができないときは非常食で対応するが、災害の状況によっては各家庭において弁当及び水筒等を用意する。

5 災害の状況に応じて、食育・学校給食センター及び保育園調理室が炊き出し場所ともなるので、福祉部と連携を図りながら可能な限り協力する。

第6 保育園における措置

保育園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

1 臨時休園等

(1) 保育園長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を講じ、あらかじめ定められた方法により保護者に周知し、園児を保護者に直接引き渡す。

2 避難誘導

(1) 教育部は、各保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。

(2) 保育園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全に指定避難場所へ避難させる。

(3) 保育園長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で園児を安

全な場所に避難させる。この場合、速やかに民生部に報告する。

- (4) 保育園長は避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、園児を直接保護者に引き渡す。

3 被害状況調査及び復旧

- (1) 教育部は、施設の被害状況を把握した上で安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

- (2) 保育園長は、施設の被害状況を速やかに教育部に報告する。

4 応急保育

教育部は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。

第7 幼稚園における措置

町は、幼稚園に対し、前項までの対策に準じて適切な対策を行うように指導する。

第32節 飼養動物の保護対策

実施担当部：民生部

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

主な活動

被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。

第1 活動の内容

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

1 町が実施する対策

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。
- (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

2 飼養動物の飼い主が実施する対策

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第33節 ボランティアの受入体制

実施担当部：民生部

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入や活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

第1 被災者のボランティアニーズの把握と受入体制の確保

災害時におけるボランティアの受入に当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入を図る。

また、活動時の粉じん対策の周知など、防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、ボランティアの安全確保に必要な措置を講ずるよう努める。

- 1 町が実施する対策
 - (1) 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
 - (2) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
 - (3) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。
 - (4) ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告するとともに、必要

に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

2 社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等が実施する対策

町及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

3 広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）など）が実施する対策

(1) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

(2) 町及び県の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

(3) 必要に応じて県や市町村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

4 その他NPO・NGO等が実施する対策

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

第2 ボランティア活動拠点の提供支援

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

1 町が実施する対策

災害対策本部にボランティア担当を設置するとともに、坂城町老人福祉センターにボランティアの活動拠点を設置する。

また、必要に応じ、電話、ファックス、コピー機、パソコン、机等の事務機器等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

2 社会福祉協議会が実施する対策

(1) 県社会福祉協議会

県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入の広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。

(2) 町社会福祉協議会

町社会福祉協議会は、町と協議の上、町センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。

(3) 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入、資機材の調達等の必要な支援を行う。

3 日本赤十字社長野県支部が実施する対策

日本赤十字社長野県支部は、町及び県との連携のもとに、町災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第34節 義援物資及び義援金の受入体制

実施担当部：総務部

民生部

大規模な災害が発生した場合には、町、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

主な活動

1 義援物資

- (1) 県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受入を希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

- (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2 義援金

- (1) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

なお、県が募集する義援金の取扱いについては災害義援金募集要綱等により定める。

- (2) 義援金の配分に当たっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

第1 義援物資及び義援金の募集等

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入を希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

1 町、県及び関係機関が実施する対策

(1) 義援物資

ア 町、県は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

イ 町、県及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地におい

て円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

ウ 県は、義援物資の保管に当たり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。

2 住民、企業等が実施する対策

(1) 義援物資

ア 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。

イ 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

第2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

義援物資は需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議の上、迅速かつ公正に配分する。

1 義援物資

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、町に速やかに引き継ぎを行う。

2 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、町を通じて適正に配分する。

第3 義援金品の管理

町は、義援金を委員会に寄託するまでの間及び委員会から寄託され被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

また、寄託された義援物資についても、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第4 委員会の運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則の定めるところによる。

第35節 災害救助法の適用

実施担当部：総務部

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 町、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第1 災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

町長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに長野地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

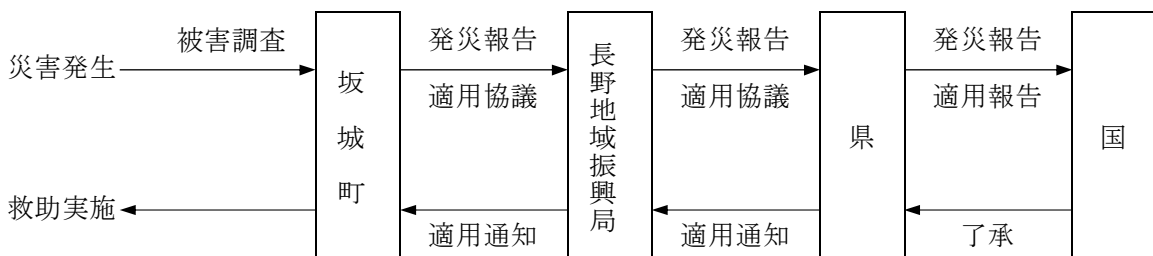
- 1 総務部総務班長は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」により、迅速かつ正確な被害状況の把握を行い、直ちに本部長（町長）に報告する。
- 2 町長は、次の(1)～(4)の災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに、長野地域振興局長（地域政策課）に報告する。
 - (1) 災害救助法による救助が必要と思われる災害
 - (2) 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - (3) 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した災害
 - (4) (1)～(3)以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害
- 3 町長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。
- 4 町長は、被害の認定を所定の基準により行う。

第2 法適用の要請

町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

【法の適用事務】



第3 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

人口が5,000人以上1万5,000人未満の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、40世帯以上に達した場合
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が1,500世帯以上に達する場合において、町の滅失世帯の数が20世帯以上に達する場合
- (3) 被害が全県域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が9,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等の場合において、町の被害の状況が救助を要する状態にある場合
- (4) 町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
 - ウ 時間的に同時又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数が(1)に規定する滅失世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。
 - エ 当該災害前にアからウまでに該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
 - オ その被害状況が(1)～(3)までに準ずる場合で救助の必要があるとき。

2 滅失（り災）世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

滅失住家1世帯	＝	全壊（全焼・流失）住家1世帯
滅失住家1世帯	＝	半壊（半焼）住家2世帯
滅失住家1世帯	＝	床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった住家3世帯

(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。

第4 救助の実施

町は、県、関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

- 1 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、町長に事務の一部を委任する。

なお、町に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は町と協議の上、別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	町に委任する事務
避難所の設置	町からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の給与	町からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	町管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMA T等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
遺体の搜索・処理	全て	
障害物の除去	町からの要請による資材調達	その他全て

2 町長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

3 救助の実施は、別に定める基準により行う。

4 日本赤十字社長野県支部が実施する対策

(1) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(2) 知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

【災害救助法に係る事務手順一覧】

事項 段階	県及び町における実施事項		留意事項
	項目	内容	
事前 対策	避難予定場所の確保	学校、公民館、民間の建造物の利用又は野外仮設物の設置準備	
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保 2 商工会等との事前打合せ	
	被害状況報告体制の確立	1 事前に担当区域を指定した調査班の設定 2 町各地区に情報連絡責任者及び調査班に調査責任者の設定 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の認定基準、報告要領等の確認	
災害発生 時点	被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 調査班の出動 ア 被害程度（人的、物的） イ 家族の状況 ウ 課税状況、世帯類型、必要な救助	地区別被害状況調査表（町様式2-1～3） 世帯別被害調査表（災害救助様式3）の作成
	被害状況の報告（発生報告）	長野地域振興局総務課へ報告（町） 県危機管理・消防防災課へ報告 （長野地域振興局）	
災害救助法の適用 時点以降	災害救助法の適用報告	町当局（責任者）→長野地域振興局長 →県危機管理・消防防災課長	・口頭報告でよい。
	避難指示 避難所の開設	1 避難所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 避難所の維持管理	
	被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員、機械等の借上 2 必要に応じ関係機関への援助要請	
	炊き出し、その他による食料品の供与	1 食料品の応急調達 2 炊き出し所への担当責任者派遣 3 自治区等への炊出し協力要請（協力命令） 4 供与状況の把握	・避難所収容者以外の者に対しても供与できる。

事項 段階		県及び町における実施事項		留意事項
		項目	内容	
災害救助法の適用時点以降	第一段階	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ	
		遺体の捜索と処理及び埋葬	1 遺体捜索（機械器具借上要員の動員 消防団、自衛隊等の協力） 2 遺体処理（洗浄、縫合、消毒、検案 一時保存、救護班等の活動） 3 埋葬（埋葬火葬の実施、棺、骨つぼ 代支給）	
災害救助法の適用時点以降	第二段階	被害状況の調査 確認の完全化		
		中間報告	電話報告、後で文書報告 （被害状況添付）	
		応急救助実施 状況報告	救助日報に基づき毎日報告する	
		被服寝具その他生 活必需品の供与	物資購入（配分）計画作成→購入→供与	
		学用品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→供与	
		障害物の除去 （除雪も含む）	1 対象世帯の選定 2 実施計画 （作業員雇上、機械借上、業者委託 も可）	・障害物の存在、場 所及び経済的能力 により対象を定め る。
		義援金品の 受付開始		
災害救助法の適用時点以降	第三段階	中間報告	電話報告、後で文書報告 （被害状況、救助実施状況）	
		各種救援救助の 実施継続		
		応急仮設住宅 の設置	必要戸数の決定→敷地の確保→工事施行 →入居	
		住宅の応急修理	対象世帯の選定→実施計画→大工左官等 の雇用（業者委託も可）	
		救助の特別 基準申請	各救助内で特別基準申請の必要あるもの についての要請（救助期間内に電話連絡）	県から国へ申請

事項 段階	県及び町における実施事項		留意事項	
	項目	内容		
災害救助法の適用時点以降	第三段階	災害見舞金の支給	県の災害見舞金交付基準による見舞金	
		災害弔慰金等の支給	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	
		災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
		確定報告	文書報告（被害状況報告）	

第5 救助の内容

災害救助法による救助に係る災害応急対策活動を実施する各班においては、各計画ごとに実施すべき内容を具体的に定めてあるので、それぞれの計画も参照するとともに、詳細については県の「災害救助法施行細則（昭和34年1月22日規則第3号）」等を参照する。

第36節 観光地の災害応急対策

実施担当部：総務部
建設部
産業部

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保については、国、県、町、関係機関が連携して対応していく。

主な活動

- 1 観光地で災害が発生した際には県、町、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第1 観光地での観光客の安全確保

- 1 町及び県が実施する対策
観光地での災害発生時の県、町、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- 2 町が実施する対策
 - (1) 観光地での災害発生時には、町消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
 - (2) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- 3 住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策
自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。
特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

第2 外国人旅行者の安全確保

- 1 町及び県が実施する対策
事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- 2 町が実施する対策
観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。
- 3 関係機関が実施する対策
多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第1 復旧・復興の基本方針の決定

町は、迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移す。

1 基本方針の策定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

2 情報公開・住民参加

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うこととし、情報公開及び計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。

第2 支援体制

町、県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災状況に応じて、県や応援市町村への職員派遣を要請する。

第1 被災施設の復旧等

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

1 計画的かつ効率的復旧事業の推進

町は、被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

2 改良復旧の推進

町は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

3 土砂災害防止対策の推進

町は、大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

4 復旧予定時期の明示

ライフライン、交通、輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

5 総合的な復旧事業の推進

他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

6 事業期間の短縮化

被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。

7 補助事業の活用

- (1) 被災施設の復旧活動を行う者は、災害復旧事業に要する費用に関し、国、県の補助がある事業について、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (2) 復旧事業に要する費用について補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (3) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

第2 災害廃棄物の処理

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

1 排出量の推定

倒壊家屋数から、廃棄物の排出量を推定する。

2 災害廃棄物処理の実施

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。

- (1) 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。
- (2) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
- (3) 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとる。

3 応援要請

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

第3 職員派遣

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。そのため、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

- 1 町の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。
- 2 被災市町村から要請を受けた町は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

第3節 計画的な復興

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第1 復興計画の作成

被災地域の再建に当たり、さらに災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

第2 防災まちづくり

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- 1 総合的な都市・市街地整備事業の活用

町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発

事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震等で被災した後の復興まちづくりのため平常時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

2 都市防災機能の強化

防災まちづくりに当たっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等为目标とし、さらに必要に応じ、次の事項に留意する。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- (2) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- (3) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- (4) 耐震性貯水槽の設置等

3 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。

(1) オープンスペースの充実化

都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

(2) 共同溝化の推進

ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施に努める。

(3) 復旧事業の迅速化

復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。

(4) 住民参加の推進

ア 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

また、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

イ 住民は、再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

第3 特定大規模災害からの復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

1 町、県及び関係機関が実施する計画

町、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

2 町が実施する計画

(1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。

主な活動

町は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置をとる。

第1 町の資金計画

町が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

第2 町の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、町の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は町被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等に協力する。
- 5 被災した低所得者について福祉事務所等と連携し、生活保護等必要な措置を講ずる。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者の納付すべき租税等の徴収猶予及び減免措置をとる。
- 8 被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立する。
- 9 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 10 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第1 住宅対策

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

1 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

2 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、町の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

3 既存町営住宅の再建

既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

4 町営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置をとる。

5 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第2 被災者生活再建支援法及び町被災者生活再建支援制度による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は町被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

1 町が実施する対策

- (1) 申請書等の確認及び受領又は県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに長野地域振興局長へ報告する。
- (3) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。
- (5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検の上、受領又は県へ提出する。
- (6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

2 被災者生活再建支援法人が実施する対策

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行う。

第3 生活福祉資金等の貸付

町は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等、被災者の負担軽減措置をとる。

第4 被災者の労働対策

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

第5 生活保護

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は、「坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

2 災害援護資金の貸付

町は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

第7 租税の徴収猶予、及び減免

災害による被災者の生活の安定を図るため、町は、地方税法又は坂城町税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

1 期限の延長

町は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して期限を延長する。

2 減免

町は、坂城町税条例等に定めるところにより、町民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び国民健康保険税の減免について、必要な措置を実施する。

第8 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

1 町が実施する対策

町は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとる。

第9 罹災証明書の交付

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

1 町が実施する対策

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

第10 被災者台帳の作成

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成及び活用を図る。

1 町が実施する対策

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

- 1 町長は必要に応じ町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- 2 相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。
- 3 住民に対し、掲示板、防災行政無線、広報誌等を活用し広報を行う。
- 4 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第1 被害農林漁業者等に対する支援

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

1 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた被害農林漁業者等に対する次の資金の融資

- (1) 被災農林事業者の経営安定に必要な資金
- (2) 被災農林業組合の事業運営資金

2 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、被害農林漁業者等に対する次の資金の融資

- (1) 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- (2) 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- (3) 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- (4) 被害農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- (5) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

3 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対する農業経営に必要な資金の融資

4 農業災害補償

「農業保険法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失の補償

第2 被災中小企業者に対する支援

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとる。

また、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第7節 被災した観光地の復興

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

主な活動

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第1 被災した観光地に対する支援

1 町及び県が実施する対策

- (1) 国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- (2) 国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

2 観光事業者が実施する対策

観光事業者は、県、町、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信する。